

平成27年第1回白石町議会定例会会議録

会議月日 平成27年3月12日（第7日目）
場 所 白石町役場議場
開 会 午前9時30分

1. 出席議員は次のとおりである。

1番	川崎一平	10番	秀島和善
2番	前田弘次郎	11番	井崎好信
3番	溝口誠	12番	大串弘昭
4番	大串武次	13番	内野さよ子
5番	吉岡英允	14番	西山清則
6番	片渕彰	15番	岩永英毅
7番	草場祥則	16番	溝上良夫
8番	片渕栄二郎	17番	久原房義
9番	久原久男	18番	白武悟

2. 欠席議員は次のとおりである。

なし

3. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

町長	田島健一	副町長	杉原忍
教育長	江口武好	総務課長	百武和義
企画財政課長	片渕克也	税務課長	吉原拓海
住民課長	渕上隆文	保健福祉課長	堤正久
長寿社会課長	片渕敏久	水道課長	荒木安雄
下水道課長	赤坂和俊	産業課長	赤坂隆義
農村整備課長	嶋江政喜	建設課長	岩永康博
会計管理者	岩永信秀	学校教育課長	本山隆也
生涯学習課長	小川豊年	農業委員会事務局長	一ノ瀬美佐子

4. 議会事務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

議会事務局長	鶴崎俊昭
議事係長	久原雅紀
議事係書記	片渕英昭

5. 会議録署名議員の指名 会議録署名議員に次の2人を指名した。

9番	久原久男	10番	秀島和善
----	------	-----	------

6. 本日の議事日程は次のとおりである。

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

13. 川崎一平議員

1. 防災放送の伝達方法の向上について
2. 街灯、防犯灯の整備について
3. これからの少子化を見据えた教育の考え方について

14. 片渕栄二郎議員

1. 農業と地域資源の振興策は
2. 新開増反地区の保全について

15. 秀島和善議員

1. 認知症対策について
2. 教育委員会のあり方について
3. 高齢者福祉の充実に向けて
4. 白石町独自の住宅リフォーム事業の制度化を
5. 子どもの貧困対策と子育て応援のまちづくりを

日程第3 議案第20号 平成26年度白石町一般会計補正予算（第7号）

（質疑・討論・採決）

日程第4 議案第23号 平成26年度白石町農業集落排水特別会計補正予算（第3号）

（質疑・討論・採決）

日程第5 議案第15号 第2次白石町総合計画について（質疑・討論・採決）

9時30分 開議

○白武 悟議長

おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

日程第1

○白武 悟議長

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第119条の規定により、本日の会議録署名議員として、久原久男議員、秀島和善議員の両名を指名いたします。

日程第2

○白武 悟議長

日程第2、これより一般質問を行います。

本日の通告者は3名であります。

通告順に従い、順次発言を許します。川崎一平議員。

○川崎一平議員

皆さんおはようございます。

一般質問も4日目、きょうが最終日でございます。最終日の1番バッターということで、質問をさせていただきたいと思っております。

今回、3点項目を上げております。防災放送の伝達方法向上についてが1点と、街灯、防犯灯の整備について、3点目に、これからの少子化を見据えた教育の考え方についてということで上げさせていただいております。

そこで、1点目から入りたいと思っております。

まず最初に、防災放送伝達方法の向上についてということで上げておりますが、これは、私が議員をさせていただきまして当初よりお話をさせてもらってる事柄であります。

東日本大震災からきのうで4年がたちました。本当に早いもので4年、私が議員になって2年と。4年前の震災は、私が議員になる決意をほぼ決めたというか、心の中に本当に決意を固めさせた大きな出来事の一つであるということで、一生忘れることのできない大きな事柄であります。したがって、防災に関してということでもものすごく危機感と申しますか、今の平和な日本で、さらに白石町という災害の割と少ない、少ないと私は認識しておりますが、災害の割と少ないこの平和な白石町で、平和ぼけをしないように、常に危機意識を持って、あすは何があるかわからないという危機意識を持って毎日生活をしているわけでございます。

実際に、4年前の話になりますけれども、4年前も、私が震災をニュースで見ながら、夕方、夕げを食べた後に防災放送で、避難をしてくれということで私は認識しておりますけれども、放送がなされております、4年前の3月11日ですね。で、その当日、私は外に出てみましたところ、何事もない平和な日常なわけですね。そんな中で、テレビでは当時の災害風景が映画のごとく、まさに現実とは思えないような未曾有の災害が映像として映し出されておりました。そんな中で、避難をしてくれという放送がありまして、私はその当時、妻と子供たちに今から避難をするぞということで、妻にいきなりでしたけれども言いました。そしたら、うちの妻は、いきなりそんなことを言われても何の準備もできてないと。まさに、災害とはそういうものなんですね。何の準備もする間もなく起こるのが、おおよそ一般的な災害なんです。

そんな中で、妻とどこに逃げるかということから話し合いをしまして、何を持っていくかと。逃げる場所は犬山城へ逃げようと。その当時、津波ということで私は想定をいたしましたので、犬山城に向かって逃げることにしました。何を持っていくか。とりあえず体だけ持ってこいと。何も要らないと。で、着るものだけ一応持って、うちの両親を家に帰って説得しました。約30分説得にかかりました。避難をすることに対しての懸念ですね。そこまでする必要があるのかということで、うちの両親は隣近

所電話をして、そういう放送があったのかとか事実確認等をやってみましたけれども、私から見ると、そういった時間も被災をするリスクというのものすごく直結してくるような時間なんです。そこで、両親を連れて、避難訓練と思ってついてきてくれということで犬山城へ逃げました。

逃げて、犬山城から眼下を見おろしたときに、当時は暗くなって夜景でございました。犬山城に来たところも、もちろん私たち家族だけだったです。携帯電話で当時の情報を収集しながら眼下を見おろしてたときに、私が一言、妻やうちの両親に言ったことは、これが本当の津波が来たら、当時の被災地どおりの津波が来たら、この夜景は海沿いのほうからどんどん消えていくんじゃないかというような具体的な話をしながら、その当時は、もちろん何事ありませんでしたけれども、いい避難訓練ができたねということで、10時半、11時ぐらいですかね、夜の11時ぐらいに帰宅をしました。

そういった危機意識を本当に持って生活をするというのが、私個人的な意見ですけども、一番根底に持ってなければならぬ危機意識だと思ってます。それに加えて、その情報を伝達するべき手段、行政としてとり得る放送、町民の方とか情報収集されてる方に伝達をする手段として一番大事なのが、行政が持つ防災放送であるとか、防災無線であるとか、伝達方法だと私は思っております。

当時も、先ほど言いましたように、避難をしてくれというのが明確に耳に入ってきたのかというと、そうではないんですね。おおよその今のテレビで見ている現状と、津波警報とかそういったいろんな情報を勘案して、さらに風で流れてきたほんの少しの避難をしたほうが良いというような情報ですね、そういうのを全部合算して避難をするという判断を下したんです。そこで防災放送が100%きっちり届いてないというのが、私がそのときに判断をするのに時間がかかったというのが、うちの両親もそうなんです。実際に近所に電話をしたりとか、そういった情報を集めて、今実際に自分たちがどうしなければいけないのかとか、どういう状況であるのかというのがわかり得ないところがたくさんあったんですね。そういうのを考えると、防災放送の伝達というのは、本当にあした起こるかもしれない、で、何度も何度も今まで言ってきましたけれども、町民の生命と財産を守るということでものすごく大事な情報伝達なんです。

この情報伝達が、2年前から私議員をやらせていただいて、一般質問等でも大変くどいようですが、言ってきました。恐らく、私よりもさらに先輩議員の方は前々から言ってこられた部分があると思います。これだけ長い時間をかけて言っているにもかかわらず、進展がなかなか見えてきません。もちろん、町民の方からの声も、防災放送とか、ひっつけて言うと行政放送もそうなんですけれども、そういった伝達方法の確立がまだなされていないという部分がものすごく大きな声として上がっているにもかかわらず、さらにあわせても、あした起こるかもしれない災害に対する危機意識という観点から見ても、防災放送という部分はもっともっとスピードを上げてというか、スピードを上げるどころの騒ぎではないような話じゃないかということで、去年、防災放送とかに関しての検討委員会を立ち上げるというようなことで予算も組まれてると思いますけれども、防災放送とかの検討委員会でこういった動きがあつてるのかということで総務課長にお尋ねしたいと思います。

○百武和義総務課長

防災放送の伝達方法について検討委員会等立ち上げて検討されたかとか、そういった御質問だと思います。

この件につきましては、議員のほうからは昨年3月にも質問をいただいております。その際には、検討委員会等立ち上げて検討を進めていきたいということでお答えをしておりました。この件について、進捗状況なり今の状況等について御説明をさせていただきますと思います。

これについては、何度も言っておりますけれども、防災行政無線の屋外スピーカーが特に聞こえづらいということから、なるべく全部の、100%の町民の方々に情報を伝達するという手段を検討するというのでこれまで進めております。今年度入りましてからも、いろんな方法があるわけがございますけれども、いろいろな業者とかメーカー、こういったところに聞き取り調査などをしてこれまで整理は行ってきました。

それからまた、ことし入って1月に九州総合通信局、それから2月には、これ前の議会でも申し上げておりましたけれども、消防庁が実施をされております災害情報伝達手段アドバイザー派遣事業、これを非常に期待をしているということで申し上げておりましたけれども、これが予定よりも非常に遅くなりまして、先月、2月5日ようやく実現をいたしました。これによって、災害情報伝達手段のシステム整備及び運用における技術的助言を受けております。

アドバイスを受けました主な内容について申し上げますと、昨日も申し上げましたけれども、屋外拡声器の増設、それから高性能スピーカーの設置、それから全方位性拡声器への変更、それから2つ目に、独居老人、避難行動要支援者への戸別受信機導入、この戸別受信機については全戸に導入する必要はないのでは、希望者へは有償で配付してはというアドバイスを受けております。3つ目に、メールシステムの導入ということで、今スマホが大普及をしておりますけれども、携帯電話でもメールを使っている人はかなりいらっしゃるので、非常に有効な手段であり、このシステムは必須であるというアドバイスがありました。それから、放送確認システムの導入、これ先ほど申し上げましたように、防災行政無線の屋外スピーカーの音が聞こえなかったときに放送の内容を確認できるシステムを導入してはというアドバイスがありました。それとあと、ケーブルテレビのL字型放送の利用、こういったこともアドバイスをいただいたところでございます。

これまでは戸別受信機の導入を中心に検討してきましたけれども、アドバイザーの意見を踏まえ、防災行政無線の放送だけでは100%の情報伝達は無理であるということから、多重な、幾重にでも手段を設けておく必要があるというふうに考えているところでございます。また、防災行政無線は、屋外スピーカーの放送内容が聞き取れなくても、放送があったのがわかれば各自放送内容をとりに行くことができる環境整備が必要ということも考えております。

そこで、多重な伝達手段の具体的方法といたしまして、まず、緊急放送時には自動的に電源がオンとなって大音量で放送が鳴り始め、また画面でも確認できるなど、高齢者や聴覚障がい者等、避難行動要支援者にも配慮した機能を持つ戸別受信機の導入

が有効ではないかというふうに考えております。

次に、災害時には一人でも多くの町民の方へ避難情報や気象情報を伝達しなければなりません。その伝達手段の一つとして、スマートフォン、携帯電話へ音声情報を届ける防災メールの導入も考えられます。防災メールは、暴風雨等により防災行政無線が聞こえないときや移動時であっても登録者に確実に情報を伝達できること、それと伝達内容を手元に残すことができるといったことから、後からでも内容の確認ができます。また、携帯電話の振動利用を利用することによって聴覚障がい者の方にも情報を伝達することができるなど、他の伝達手段にはない数々の利点があることから、災害時の有効な手段ではないかというふうに考えております。

もう一つ、これも先ほど言いましたように、防災行政無線の放送内容が聞こえなかった場合にその内容を聞ける防災テレホンサービスシステム、これ放送があったなということで内容はわからなかったときには、電話回線を利用して、ある番号に、このサービスの番号に電話をしていただいて内容を確認していただくといったシステムです。こういったものの導入、こういったことを進めていければということで考えてるところでございます。

そして、検討委員会のことをお尋ねになりましたけども、先ほど言いましたように、このアドバイザー事業を受けて、それである程度の内容を固めてから検討委員会ということで考えておりましたけども、2月にずれ込んだということで、検討委員会の設置まではまだ至っていない状況でございます。ただ、予算のほうに先進地視察の予算をお願いしておりましたけども、これもちょっと遅くなりましたけども、来週、長野県の辰野町というところがございまして、ここが地域情報告知システムというものを採用されて実施をしてあります。ここを視察するというのにいたしております。

また、財源対応のことですけども、国のほうでは、戸別受信機の整備事業で各自治体が配備が必要と認める世帯、主として土砂災害警戒区域の世帯とか、高齢者や障がい者など音が聞こえにくい方が対象ということになっておるようでございますけども、こういった世帯に無償貸与する場合には特別交付税で70%の措置がされると、これ平成27年度からの事業ということでございますけども、こういった情報も入ってきております。

先ほど申しあげましたように、検討委員会についてはまだ立ち上げておりませんが、今後、こういった視察の結果等をもう一遍検証をして、検討委員会に提案できる内容で資料をつくりまして、検討委員会を早急に立ち上げていきたいというふうに考えております。

以上です。

○川崎一平議員

検討委員会としての動きというよりも、まず下調べというような感じで私的には認識をいたしました。何度も言いますように、これは一日でも早く、一遍に100%に持って行ってくれという話ではないんですね。もちろん、財政的な面とか効率的な面を十分勘案しながら慎重に精査をして決定をしていかなければならないということだということはわかります。一つずつでもいいんで、満足度が上がっていくように本当に

前向きに、もちろん前向きなのはありますけれども、早い時期に一つずつでも構築をしていただいて、なるべく早く100%に持っていきできるようにしていただきたいというふうに思います。

余談ですけれども、余談といいますか、関連してはいるんですけど、当時、私が避難をしましたと冒頭お話をしました。そのときに、防災放送を誤解したのかどうかわかりませんが、六角川沿いを車で海沿いのほうに下っていく軽トラックとか何台も見ました。そういった感じで、危険なところにわざわざ見に行くような、中途半端な伝達ではそういった誤解を招きかねないということもあります。そういった面も含めて、白石町の、平和ではありますけれども、いざというときのための危機意識というのを持って、どんどんここは前に進んでいっていただきたいと思います。

もちろん、予算とか厳しい財政状況の中にあっても、ここはかけるべきところ、予算をですね、絞るのではなくて、どんとかけなければならぬならばかけるべきところだと思います。こういった面をしっかりと見据えて、町長にもしっかりとした予算措置を講じていただきたいと思いますけれども、町長、何か一言お願いできますか。

○田島健一町長

防災放送の伝達方法の向上についてという問いでございますけれども、これについてはこれまでもいろんな議員さんからもいろいろお話を賜ってるところでございます。これまでも屋外の防災無線では聞きづらいということで、まずもってそいじゃ屋内やろうと。屋内での施設をつくらんといかんやろうというところがスタートしたわけでございますけれども、それからメールであるとか、先ほどは年度の初めにアドバイザーの方をお願いしとったわけでございますけれども2月になってしまったということでございますが、2月にアドバイスをいただいた中にもまた新たな技術といいますか、新しいものも入っております。こういうふうに、こういった機械は日進月歩で進んでいるわけでございますので、一個一個やっていくということもあるでしょうけれども、全体像をぴしっと見据えた上の中で一つ一つまたやっていくということも重要なことというふうに思います。

そういうことから、今回、いろんな適切なアドバイスをいただきましたので、これを糧にして、検討委員会でお諮りをしながら早い時期に整備ができるようにしていきたいというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○川崎一平議員

重ねて申し上げますけれども、一日も早い充足率の向上をお願いしたいと思います。

続いて、2項目めの街灯、防犯灯の整備についてということで上げておりますけれども、先日、街灯、防犯灯に関する調査が行われております。これは、新設、新しく設置する場所と、あとは交換、故障での交換ではなく、次世代、LEDとかそういったものへの省電力、エコロジーな灯火装置への交換等の調査が行われております。この調査に関して上がってきた数字を担当課長のほうに御報告いただければと思います。よろしく申し上げます。

○百武和義総務課長

防犯灯の調査につきましては、昨年の10月に駐在員さんたちにお問い合わせをいたしまして、LED防犯灯の設置意向調査ということで依頼をしまして、各地区の要望を取りまとめたところでございます。その結果につきましては、新設が104件、それから交換、これ電球のみの交換ということも含まれますけども、交換が746件、合計850件の要望が上がってきております。

以上です。

○川崎一平議員

合計で新設と交換と合わせて850件の要望が上がってきてるということで、この辺かなりの数になると思います。特に、交換に関してはほぼ大半の746件と。746基の交換が要望として上がると。で、新設で104基ということで、今回予算措置を講じられておりますが、どのような予算措置なのかというのを説明をしていただけますか。よろしくお願ひします。

○百武和義総務課長

今回調査を行いましたLED防犯灯につきましては、目的を少し述べさせていただきますと、省電力、それからランプ寿命が長い、それから照明器具の長寿命化や電気代の節減になるということから地域住民の方の負担軽減につながると、それから二酸化炭素排出量も削減できますことから環境負荷の低減による環境に優しいまちづくりの推進にもつながると、こういったことからLED防犯灯ということでの推進をしておるところでございます。

この補助制度についてのお尋ねでございますけども、850件に対してなかなか1年では取り組むことができないのではということで、平成27年度から28年度の2カ年にかけて整備を、補助を行っていききたいというふうに考えてるところでございます。

補助の内容については、今度の平成27年度当初予算のほうでは500万円ということで予算を計上させていただいております。議決をいただいた後に、新年度入りましてから改めて再度詳細な調査をして、それで500万円の範囲内でまず27年度の事業量を決めまして実施したいというふうに考えております。

補助率ですけども、これが新設であればおおむね2万円前後の事業費ではないかというふうに見積もっております。この2万円の75%以内の補助ということで考えております。ただし、限度額を1万5,000円というふうに考えてるところでございます。それとあと、交換なり、交換のほうが処理費まで要りますので、新設よりも少し高目にかかるかもわからないということでございますけども、これについても限度額1万5,000円で助成をしていきたいと。それとあと、電球の交換については、金額がなかなか、いろんな電球があって特定はできませんけども、予算見積もりは1件当たり4,000円の75%補助といったことで見積もりをしているところでございます。

以上です。

○川崎一平議員

予算措置を講じていただいて、今回議決されれば実行ということですのでしていただけたと思います。これ、今話を聞いてて疑問に思ったんですけども、工事費用は含んでいるのでしょうか、今の算出にですね。工事費用を含んでいるのか、もしくは本体のみの金額で算出をしてあるのかというところを教えてください。

○百武和義総務課長

先ほど、2万円前後と申し上げましたのは設置費用ということで、工事費まで含んだところでの金額でございます。

○川崎一平議員

わかりました。工事費用を含んだ金額で、今のところ暫定的だということによろしいですね。わかりました。

その辺踏まえて、今まで防犯灯、街灯等について農作物への被害ということであるお話があったと思いますけれども、その辺、担当課長、どのような懸念が残りますか。わかる範囲でよろしいですが、御意見お願いします。

○岩永康博建設課長

防犯灯ではありませんけど、街路灯で光の害による農作物の障害が出ておりますので、その点についてお話をいたします。

道路照明器具については、夜間において、あるいは昼間のトンネルのように明るさが急変する場所において、道路状況、交通状況を的確に把握するために良好な視覚環境を確保し、道路交通の安全、円滑化を図ることを目的としております。それで、道路照明施設の街路灯の設置については、道路照明施設設置基準に基づいて設置することが義務づけられておまして、道路幅員や歩道の幅員により路面照度や灯具の間隔が定められております。路面照度は5ルクスから10ルクスが推奨されておまして、最低5ルクスを満たす場合は、灯具の高さが5メートルの場合、連続しての灯具間隔は約20メートルと定められております。

それで、道路沿いに農地が多く、水稻、大豆等を盛んに栽培しているところについては、光の害によって生育不良を訴える生産者の方も多数いらっしゃいます。山口大学の農学部附属農場での稲の光の害の事例では、5ルクスの照度によって出水が10日程度おくれると。それで、品質、収穫の低下が見られるという報告がっております。

それで、対策としては、時間を調整するタイマーがあります。それとか、完全に対処はできないんですけど、ルーバー、光を遮る、片方だけ、そういうのをつけて対処すると。しかし、どうしても光の害というのは避けることができませんので、農家の方の十分な話し合いをしてから、同意を得てから街路灯についてはつける場所を決めていくというふうな手法が必要だと思っております。

以上です。

○川崎一平議員

確かに、安全面とそういった農作物への被害の面と両方の観点から見ていかなければならないということで、大変難しい問題だなというふうに思います。今までは単純に、道路を夜間歩行したり、自転車で走行されたりとか、あとは車から見る歩行者の一刻も早い発見、その辺の部分から、安全の面だけを見て考えるとありとあらゆるところにつけたほうがいいんじゃないかというような感じで考えもしましたけれども、さすがに第1次産業が盛んな白石町で農作物への被害が大きいような事態になってくると、これはまたどうしたものかというふうに考えなければならぬと。そこは、地権者とそこを通行されるであろう方々との意見の、しっかり意見を酌み取って十分に精査をしなければならぬ問題だと思えます。

先ほど、建設課長からお話いただきましたけれども、タイマー式というのは完全に光を消してしまうわけで、後者で出てきたルーバー式、ルーバーというのは遮蔽物を使っての光を遮断するというので、どうしても漏れが生じてきます。そういった漏れを生じさせるよりも、タイマー式で歩行者の通らないときには電気を消してしまうと。必要ないときに電気を消すというのは環境に優しいまちづくりにも十分貢献できると思いますけれども、そういった感じで、タイマー式とかそういったものを十分活用して、1基でも多くと申しますか、歩行者とか自転車で通行される方の安全を担保できるように設置をお願いしたいというふうに思います。

そういった観点からいくと、今後の子育てにも十分影響してくるわけですね。今の子供たち、割と遅くに、塾帰りとか習い事の帰りに遅く帰ってる子供たちたくさん見受けられますんで、ここもなるべく早い、地域との協議の上ですけれども、実現を目指していただきたいと思えます。

というふうなことで、3点目に上げております。これからの少子化を見据えた教育の考え方ということで上げております。少子化とか学校教育問題については、先日からいろんな議員の方から質問があつておまして、多々重複するところがあります。私の場合、通告しておりました内容になるべく沿いながら、話をもうちょっと幅広く広げていきたいと思えます。

今、少子化がどんどんと進展をしております。その中で、今の学校教育、小学校、中学校ですけれども、今の生徒数で、昔からすると、我々の時代からしても大分減ってはきてるんですね。その減った中で、人数が減ったからということで出てきた問題点と人数が減ったことによるメリット、この辺がわかれば教えていただきたいと思えます。

○本山隆也学校教育課長

失礼いたします。現在、少子化が進む中、子供たちの人数の減少による不都合な点、あるいはまたいい点はどうかという御質問でございます。

子供たちが集団の中で多様な考えを持ち、そしてお互いが認め合い、協力し合っていくことが、社会性を高め、学校教育の大切な望ましいことだと認識しております。現在、小規模においていい点と申しますか、個別指導という意味で非常に行き渡る利点があるかと思っております。そして、クラスのみんなを捉えやすいというメリットがあるかと思っております。そして、クラスがえが全部あるいは一部の学年によって

できませんので、クラス同士が切磋琢磨する、競い合う教育活動ができない点、こういう面がデメリットという意味で少し制約があると考えられます。また、継続して子供たちを指導するという意味で子供たちが少ないクラスには利点がございませぬけれども、社会性の育成という意味で少子化のデメリットが考えられるのではないかと考えております。

以上であります。

○川崎一平議員

今課長がおっしゃられたとおり、いい点と悪い点と両方出てくると思います。確かに、いい点を申し上げると、個別指導しやすい、要するに子供たちに目が行き届くという部分で大きなメリットがあると思います。が、私が小学校を卒業するとき、クラスは2クラスありました。私、北明小学校なんですけれども、2クラスありました。2年に1回ぐらいの間隔でクラスがえが行われて、合計70人程度の、1学年ですね、70人程度の生徒数でしたけれども、ほぼ全員と交わる機会というのが設けられておりました。あとは競争意識ですね。人数が多い分、クラスが2つある分、組織がだんだんと細分化されていく中で組織同士の競争心、競争をするという心が小学校時代、今思い起こしてですよ、その当時は全然気にしてなかったんですけれども、隣のクラスに負けるもんかとか、あの班には負けないぞとか、そういったいい意味での切磋琢磨ができていたと思います。

今、私の子供3人いますけれども、3人とも今小学生なんです。私と同じ北明小学校に通っております。今、北明小学校が各学年1クラスしかありません。その中でも、人数も人数で、当時私たち1クラス35人ほどいました。今は20名程度、多くて30名程度、少ないところは20名を切ってる学年もあります。そういった中で、競争意識が芽生えない。これは、競争しないというのは平和で大変よろしいことかと思いません。よろしいことかと思うんですけれども、これが高校へ進学し、大学へ進学し、はたまた社会へ出たときというのは絶対に競争化社会の中にたたき込まれるわけですね。小学校、中学校は人数が少なかったから競争意識が少なくて平和でよかったかもしれませんが、その後進学する、年を追うにつれて、そういった競争化社会の中いやはやおうにも放り込まれるわけです。

であるならば、小学校、中学校のうちにある程度の競争心を持った教育というの必要ではないかと。勝ち抜かなければならないと。どっかの塾の講師のようなこと言ってますけれども、本当に現実、勝ち抜かなければならないような状況になってきます。そういったときに、平和で仲よしでよかったのも小学校、中学校までと。高校、大学に行くと、本当に頑張る人にならなければならないと置いていかれるという現実が来るので、そういった部分を考えると、ある程度の集約化と申しますか、ある程度の人数を確保しつつもメリット、デメリットいろいろ勘案して今後対応していかねばならないのかというふうに思います。

そこで、今、小学校で、先日も質問にありましたけれども、統廃合ということで、人数の少ない学校と、ま、通学するための通学距離というものもちろんです。そういった面を含めて、今後そういった小学校を、全部を1つにするわけじゃありませ

ん、都合のいい、立地のいい、そういった部分だけでも徐々にしていく考えというのはお持ちでしょうか。よろしくお願いします。

○江口武好教育長

小・中学校の分離、統廃合については、今回の議会でも皆さんから御質問いただいとるところでございます。るる申し上げてきたところですけど、まず12から18学級というのが標準ということで国で示されてるわけです。これは学級数を示してる、例えば12といえば、小学校で当てはめると6年間、特別支援学級は全く別に考えて、大体2クラスは必要だろうというふうなことだろうと思います。そしてさらに、1クラスの人数がどうなのかということも問題にしていかななくてはいけないのかなと。

そういう意味で、白石町の、小学校だけで限定して申しますと、8校ございまして、福富小学校だけは前から申しましたように複数学級でございます。ただ、ほかの学校は全てが1学年1クラスでございます。またなおかつ、1クラスの人数がどうなのかといいますと、例えば小学校は全部で普通学級54クラスでございます、8学校で。そのうちの20クラスが20名以下という、これは非常に学級の中で、さっき競争力とか生き抜くというようなこととおっしゃいましたけど、切磋琢磨するということ、1つの学級の中で切磋琢磨するということと、学級を越えて隣の組と切磋琢磨すると、いい意味の競争ですね、その辺からいっても非常に今問題を抱えてるのかなと。これは前からもずっと申してきてるところでございます。

ただ、今、現実には8つの学校がございまして。そして、それをどうこうじゃないですから、1つの学校で少人数なりに工夫をしないといけないと。いろんな考えにもまれるようにするためには、例えば縦割り、学年を飛び越えて縦で割っていく、活動するとか、それから他の学校とする、陸上競技とか何かもいろいろ例を挙げましたけど、そういうことでやってるところでございます。

私自身の自分の経験申しますと、小学生のとき137名おりました。これが6年生のときに、大井横手という地区がございまして、ここが分離しまして30名の同級生が今の白石のほうに移ったわけですね。で、107名で、これ107名といいますとちょうど3クラスございました。で、30ちょっとと。そういう意味で、ちょっと規模は小さいですけど、クラスごとのあれもできたし、学級の中でもいろいろできたのかなと、そういった気もいたしております。だから、その辺も一つの、いい時代だったと言ったら非常に語弊ございまして、そういう中で今の学級を見たときにどうなのかなということなんです。

それともう一つ、今ちょうど人事異動、人事異動と言うたらいけませんけど、いろいろ事務作業進めてますけど、TT少人数というふうな国のほうから加配が、学級数以外にプラスで教員の加配というのがございまして。でも、その辺が、既に21人となれば少人数の指導をやってるんだという捉え方になるわけです。これが30人、40人だったら、非常に大変だなということで、もう一っちょプラスアルファで、指導法の改善で1人教員をつけますよというふうなことになるわけです。だから、今ちょうど、メリット、デメリットもありますけど、20人あるいは二十数人の1クラスがどうなのかなというのは非常に微妙なところではある、そういった現実ではございまして。

以上です。

○川崎一平議員

確かに、一番難しいような時期に、明言をしていただきたいという気持ちもござい
ますけれども、本当に一番端境期のような、人数的にですね、そういった時期に来て
ると思います。今後を考えると、もちろん今後を考えていけないと思いま
す。今後を考えると、少子化というのはさらに進んでいくのではないかと
いうふうに見られてるんで、こういった部分で少子化になって生徒数が減って
いく中でそういった減ったところでの対応策と、もう一つ、人数が少ないから
こそできるいい部分を伸ばすということで、そういった部分も思い切りの考
えを持っていただきたいというふうに思います。

先ほどから、子供が少なくなる、子供が少なくなるということで申して
おりますけれども、先日、学校給食に関するお話も聞いております。そう
いった学校給食に関する、先日説明会で、学校給食の単価と、あと消費
税増税において値上げをせざるを得ないと、消費税の分ともう一つ、物
価指数の分を掛けまして幾分か値上げをしなければならないというこ
とで説明を聞いておりますけれども、先日の話に似たところがあります
けれども、これだけの第1次産業が盛んな農村地帯であって、学校給食
における材料、金額は別とした材料の質ですね、材料の質というのも
一つの大きな、人数が減ったときに対して質を上げるということも割と
容易にできてくるのではないかとこのように思います。

うちの子供たちもそうなんですけど、例えばレタスにしてもニンジンに
してもそうなんですけど、おいしいレタス、そうでないレタス、同じレ
タスなんですけれども、ニンジンにしてもおいしいニンジン、なかなか
そうとは言い切れないニンジン、いろいろあります。今、私が料理を
よくするんですけれども、おいしい料理をつくと子供たちはよく食
べるんですね。おいしくない料理は、おいしくないと言わずに食べな
いんです、うちの子に関してはですね。おいしい料理をつくと嫌いな
ものでも食べてくれるというのは、これは料理のつくり方もあるな
と思って、さらに料理を勉強して料理をやりますと、最終的に行き着
くのは材料なんです。味つけとかももちろんありますけれども、基本、
材料がおいしい材料を使わないと、おいしい、子供たちが進んで、
こぞって食べるような料理になってこないというのが、私も実際に自
分の身をもって体感しました。

そういうことで、先日の学校給食費に関する、学校給食費というお
金の部分じゃなくて学校給食の中身の部分、ひいてはお金につなが
ってくるんですけれども、まずは学校給食、子供たちが少なくなれば
少なくなるほど、そういった部分にかけるお金というのも若干なりし
も自信を持って上げていってもいいのではないかと。もちろん、上
がった分のお金に関する、丸投げで保護者に、こんだけいいものを使
いますから、うちだけ年間、通常5万円のところ6万円かかりますよ
と丸投げするのではなく、町としてもそれだけ子供が少なくなるとい
うことで、子供にかけるお金というのも若干生み出してきやすいの
ではないかということで、やはりそこ材料をもっといいもの、いい
ものという言い方が誤解を招くようで怖いんですけれども、最高級のもの

をという意味じゃありません。なるべくいい材料を使って、いいものを子供たちに食べさせる。食の大切さというのは、本当、口で言うだけではなく、ものすごく幅広くなってしまいうんで時間が足りないんですけども、そういった部分も考えて自信を持って値上げをしてもいいんじゃないかと。

もちろん、値上げした部分を、町長にお願いをせないかんとですけども、上がった分を保護者に丸投げするのではなく、町のほうで一部見ていただくとか、貴重な宝、人材です、子供たちはですね。そういった部分で、町と、もちろん保護者も頑張っ、子供たちが食べる分出しますよ、やっぱり。私も親として給食費出します。自分の子供が育つために必要な、栄養管理まで栄養士さんがしてくれて、きちんとしたメニューでお昼、給食してもらってるんで、残さず食べろということのうちもしっかり給食費も払ってやっていきますんで、なるべくいいものを選定した分のオーバーフローした分を町長のほうに頑張っていたら、白石町の子供たちはこんなにいいものを食べて好き嫌いが無いんだというような給食も組み立てていただきたいと思います。その辺、町長、どうでしょうか。一言お願いしたいと思います。

○田島健一町長

給食費の話でございましたけれども、今議会において給食費の一部学年に補助といえますか、お願いをしてるところでございませ。今、川崎議員の質問ということは、学年じゃなくて全体に補助ができないかというような御質問かというふうに思いますが、これまで学校給食につきましては父兄さんに御負担をお願いしてるわけでも、これまでは給食費の未納の方もいらっしゃるよう聞き及んでるところでございませ。そういった中で、一部補助といってもいろんな面があるんじゃないかなというふうに思います。

そういった中で、今、子育て支援を、今回小学校6年と中学校3年については無償化という方向に行かせていただくようにしてるところでございませけれども、さらなる支援策としての検討には値するのかなというふうに思いはいたします。しかしながら、全学年全てを無償というのはなかなか財政的にも厳しいところがあるかと思いますので、これについてはまだまだ今後引き続いて検討をさせていただきたいというふうに思います。

以上でございませ。

○川崎一平議員

ありがとうございました。町長の一つ一押しの予算の中で、6年生と中学校3年生の給食費を、ことしに限っては無償化というか、一旦徴収をいたしまして、その後商品券での返還というような形をとられるかと思はれども、そういった部分も町長お考えであると思はれども、今後もさらに、全部無償化にしてくれというような話では私個人的にはございませ。親として、ここは親としてなんですけれども、親として自分の子供が食べる分は親としての責任がありますんで、全部おんぶにだっこというような考えでは私個人的にはありません。少しでもそうやって少子化進む中で地元の子供たちを大切にするという町長のお考えが本当にありがたくて、私、今回、

町長にお話をいただいたわけであります。

そういった面から、子供たちが今後少なくなっていくますけれども、悪いことばかりでなくいいこと、少ないがために手の行き届くようなところが多々あると思います。今後、そういった面で白石町の宝である子供たちを温かい目でサポートしていただければというふうに思っております。

時間も来ましたので、以上で私の一般質問を終わらせていただきます。

○白武 悟議長

これで川崎一平議員の一般質問を終わります。

暫時休憩をいたします。

10時26分 休憩

10時40分 再開

○白武 悟議長

会議を再開します。

次の通告者の発言を許します。片渕栄二郎議員。

○片渕栄二郎議員

議長の許可を得ましたので、本日、大きく2項目について一般質問を行いたいと思います。

1項目めが、今後の白石農業の振興策はというようなことでお尋ねをいたしておるところでございます。

本町の農業の基軸である第1次産業は、農家数の減少や高齢化が進んでいる状況にあり、第1次産業の産出額も減少傾向にあるところでございます。米の直接支払いが10アール当たり7,500円に削減された上に、29年度までの時限措置として実施され、30年からは廃止になるようでございます。平成25年産米までは10アール当たり1万5,000円で、町内の米販売農家への交付金は25年度で4億6,761万9,000円であったものが、26年度は2億2,251万8,000円で半分以下の交付金になっているようでございます。26年産米は、田植え後の長雨、夏の高温、そしてアキウンカによる被害もあって、夢しずくで7.3俵、ひのひかりで6.7俵、さがびよりで7.7俵、ひよくもちで8俵という結果のようでございます。また、概算金も8,000円という低さで、この概算金も、平成24年は1万2,000円であったものが25年が1万円、26年が8,000円に減額になっておるところでございます。

このようなことから、24年、25年、26年とそれぞれ2,000円ずつの概算金の減額がなされ、このようなことでは担い手に農地集積が進むかどうか、その辺が心配をいたしておるところでございます。このようなことから、今後の白石農業の振興策はというようなことでお尋ねをいたしております。

また、筑後川下流土地改良事業の直送事業の完了に伴い、白石土地改良区においては一括償還により農家負担の軽減が図られ、農家にとっては当初予定されていた負担金が相当減額となって喜ばしいことではありますけれども、これに伴う町の負担分についてどういった方法を考えておられるのかお尋ねをいたしたいと思っております。

○赤坂隆義産業課長

白石町の今後の農業の振興策はという御質問でございます。

白石町の農業は、広大な白石平野において、米、麦、大豆を中心として、タマネギ、レンコンなどを初めイチゴ、アスパラガスなどの園芸作物、畜産などの多彩な農業生産が展開され、本町の基幹産業として地域経済の発展に大きく寄与しているものと考えております。

この白石農業を取り巻く環境の今後、5年後、10年後の姿を展望いたしますと、まず問題として上がってくるのが、全国の状況と同様に、農業者の高齢化による担い手の不足、それに伴う農業生産力の低下、耕作放棄地の増加が懸念されるところでございます。昨年9月下旬から10月にかけて集落営農組織への聞き取りの調査の中では、後継者がいると答えられた農家は3割程度でありまして、先ほど議員言われましたように、今後、農業者の減少が急速に進むことが十分に予測がされるところでございます。

白石農業の維持、発展のためには、まずこの人と農地の問題を考えなければならないというふうに考えております。幸いにも、大切な資源であります白石平野は全国的にも恵まれた圃場条件であるため、農業後継者を目指して新規就農する若者やUターン就農者も少なくはありません。地域においては、これから新規就農者も含めて、今後も農地を有効に維持、生産活動を行い得る効率的で安定的な経営体を育成し、農地を集約していくことが産地の維持にとって重要な課題だというふうに考えております。中でも農地の9割以上をカバーしています集落営農組織は、法人化を行うことにより、地域の農地を法人が引き受けることができるのではないかとというふうに考えております。そういうことから、一層の法人化の推進、また支援を行っていきたいというふうに考えております。

このように、生産基盤を守ることが農業振興の大前提というふうに考えております。白石町では、これまでもさまざまな施策を通して農業団体等と連携しながら、農業の担い手の育成、確保を図ってきました。農業従事者は全体的に見れば減少傾向にありますが、地域の農地の有効利用や農村の景観保全、後継者の育成など、地域に即した農業振興の取り組みについては今後も進めていきたいというふうに考えております。

以上であります。

○片渕克也企画財政課長

後段の御質問であります筑後川下流土地改良事業の白石平野の直送事業分の完了に伴う償還の件でございます。

平成27年度から白石町の負担分も発生してくるわけでございます。国の法定利率は5%となっております。非常に現状の一般の利率と比較しますと高率となっております。地方債に借りかえをして、土地改良区と同じく一括償還をしたいというふうに考えております。このことにより、償還総額では3億円弱の節約になるのかなというふうに試算をしているところでございます。また、27年度の予算にそのように計上させていただきます。

○岩永信秀会計管理者

それでは、私のほうから、今回の国営筑後川下流土地改良事業の繰上償還の実務について答弁をいたします。

今回、国営筑後川下流土地改良事業繰上償還の実務につきましては、一般金融機関より金利の低い起債、過疎対策事業債に借りかえて償還し、利子負担の軽減を図るものであります。

しかしながら、繰上償還日は平成27年4月1日となっております。起債の借りかえ時期は11月下旬ということで、比較的長期となります。この間の役場会計の運転資金が不足を生じるために、その対応策として、白石町財政調整積立基金条例第5条に基づきまして、財政調整積立基金を運用する繰りかえ運用の償還をしたいと考えております。今現在、財政調整積立金は26億7,766万7,153円の町内の各金融機関において定期預金として管理をいたしております。今回、17億4,000万円の定期預金を解約し、全額償還に充てる計画をいたしております。

なお、解約した金額につきましては、11月下旬に起債を借り入れて、その財源で新たにまた同額の17億4,000万円を財政調整基金として返金し、積み立てをいたします。

なお、当分の間の利息につきましても、一般会計と協議をいたしまして、一般会計から財政調整積立基金へ支払うことと考えております。

以上、終わります。

○片淵栄二郎議員

まず、産業課長にお尋ねをいたしますけれども、さっき私が申し上げましたように、米価の下落、そして収量の減等々を考えてみますと、昨年、今年に限ってのことではなかろうかと思っております。そういったことで、先ほども申し上げましたけれども、担い手に対して農地集積がそうスムーズに移行するであろうかというのが私の一番の心配であるわけでございますけれども、課長としては集落営農の法人化なり担い手育成というような答弁をいたされましたけれども、私はそこが一番心配をいたしておりますので、現実的に考えてみても簡単に農地集積ができるだろうかとか一番心配をいたしておるところでございます。そういった面で、さらに課長の考えをお尋ねをしたいと思っておりますけれども、よろしくお尋ねを申し上げておきたいと思っております。

○赤坂隆義産業課長

農地集積は進むのかという質問でございますけど、今、白石町の農地は田畑合わせて約6,000ヘクタールあります。そのうちに利用権が設定されているのが約27%で、1,600から1,700ヘクタールかと思っております。今までの農地の集積については、担い手の方が規模拡大ということで、一つの圃場を持っていて、違うところにまた規模拡大を求めるといったような事業が主でございましたけど、今後は面的な集積といいたししょうか、隣同士でまとまった形での集積が必要かというふうなことで中間管理事業というものも始まっておりますので、そこいらあたりを十分に活用していかなければ非常に難しいのかなというふうに思います。あわせまして、法人化の推進といいたししょうか、法人化の推進も避けて通れないのではないかなというふうに考えております。

以上です。

○片渕栄二郎議員

さっき産業課長のほうから答弁をいただいたことは、集落営農組織に対してのそういった指導等をされているのかどうか、その辺をお尋ねをしたいと思います。

○赤坂隆義産業課長

集落営農への指導はなされてるのかという御質問でございます。

御承知のとおり、平成19年度に品目横断安定対策が始まりまして、町内にも70の集落営農組織ができております。目的でありました23年までは法人化ができなかったわけですが、昨年、1 B アグリ農事法人が設立いたしました。その影響もあって、各地区といいましょうか、各農協の支所管内で法人化への取り組みが、徐々にありますけど、見えております。私たちも、そういう集落営農組織のほうから要請等があれば積極的に出向いているところでございます。私たちだけでなく、普及所と農協、杵藤農林事務所と一緒にあって出向いて、助言とか、直接的な支援はできませんが、側面的な支援はいたしてるところでございます。

以上です。

○片渕栄二郎議員

法人化組織に関しては、そう簡単に組織ができるものではなくして、県あるいは農協あるいは町と一体となって、各集落営農組織へ粘り強く指導をお願いを申し上げておきたいと思えます。

また、先ほど筑後川下流土地改良事業の償還金のことでございますけれども、4月1日に繰上償還をして、そして11月までの利息等についてはどのくらい見込んでおられるのか。

○岩永信秀会計管理者

今回、17億4,000万円の繰上償還をいたすわけですが、銀行等の普通金利が大体6%ということで、4月1日から11月30日までの起債を、起債の借入時期が11月の下旬ということでお聞きしておりますので、30日で私ざっと計算をしておりますので、そこよろしゅうございますか。

それじゃ、17億4,000万円を11月30日まで銀行等から普通金利で借りた場合、大体利息が700万7,671円ぐらいと計算をいたしております。それで、先ほど企画財政課長が申しましたように、法定金利の5%で計算をすると583万9,726円と。金融機関から借りると計算をしますと、116万7,000円ほどの差が出るということで私どもは計算をいたしております。

以上です。

○片渕栄二郎議員

今回の措置について、非常に我々関係農家といたしましては喜ばしいことござい

ます。何せ先ほどから申し上げておりますように昨今の農業情勢が非常に厳しい中で、これだけ町が農家の負担軽減をしていただいたことにはまずもって御礼を申し上げておきたいと思えます。

そういったことで、2項目めの軽量野菜生産への補助金はというようなことでお尋ねをいたしております。

先ほども申し上げましたように、つい最近、私はJAの中央支所の職員さんと会う機会がございまして、いろんな話の中で、今後、米、麦だけでは到底無理やろうというのがその職員さんの考えでもあったし、私自身もそのように考えておるところでございます。我が家をこういったところで例にするのは非常に気が引けますけれども、私も土地利用型と、そして施設の組み合わせによって今営農をやっておりますけれども、施設のおかげ何とか家計が回っているという思いをいたしております。今後、米麦に対する国からの交付金等も減額が予想される中で、何といたっても施設なり、あるいは露地野菜、特に露地野菜においてはタマネギ、レタスといった野菜の振興が不可欠ではなかろうかと考えておるところでございます。

そういったことで、軽量野菜生産のための補助金はというふうなことでお尋ねをいたしておりますので、町の考えとしてどのような考えをお持ちかお尋ねをいたしたいと思えます。

○赤坂隆義産業課長

米、麦の土地利用型の体系から施設園芸、露地野菜等を入れた、園芸作物を入れた軽量野菜の生産への補助金はということでございますけど、白石町で生産されておりますアスパラガスや小ネギ、ブロッコリーなどは、軽いため、高齢者や女性にも使いやすく、作付も順調のようでございます。町単独での補助はありませんが、佐賀園芸農業者育成対策事業など県の補助事業を活用して補助を行っております。平成26年で申しますと、小ネギ、アスパラガスなどの猛暑対応ハウスや、JAで導入されたブロッコリーの播種機などに対する助成を行ってるところでございます。

これら野菜生産は気象等の影響を受けやすく、価格変動を繰り返すため、町も出資をしている佐賀県園芸農業振興基金協会が行う特定野菜等供給産地育成価格差補給事業などにおいて加入が行われているところでございます。指定野菜等の全てが対象というわけではございませんが、農家経営の安定に寄与しているものと思っており、今後も園芸作物については農業所得の向上という面から積極的に事業等に取り組んで進めていかなければならないというふうに考えております。

以上です。

○片渕栄二郎議員

農業者の高齢化によります重量野菜から軽量野菜への移行は、今後どんどん進んでいくものと考えられます。こういったことから、レタスあるいはアスパラガス等につきましても、町単独ではなく県等からの補助が行われてるというようなことでございますので、こういったことは特に町単独でも、白石農業の将来を考えていくなれば、ぜひともレタスあるいはアスパラガス部会等への補助も考えていただきたいものだと

思っておりますけれども、課長、どういうお考えをお持ちでしょうか。

○赤坂隆義産業課長

部会へのという意味ですかね。（「いや、部会というよりも……」と呼ぶ者あり）栽培者に、生産者の方へという御質問かと思えますけど、同じ趣旨で生産性を上げるための事業でございますので、これについては県の事業で優先的に取り組んでいきたいというふうに考えております。県の事業についても、町のほうでも事業費の10分の1は予算をお願いしてるところでございますので、それで対応してもらいたいというふうに考えております。

以上です。

○片渕栄二郎議員

それでは、町長のお考えをいただきたいと思っておりますけれども。

○田島健一町長

軽量野菜への補助金、県の補助はあるけども、町でも考えられないかというようなお話でございます。まさしく今、農業を取り巻く情勢は大変厳しいものがございまして、水田農業といいますか、米と麦だけではとてもじゃないけども生活できないよと。そういうことから、今議員が申されましたように、施設園芸であるとか露地野菜とか、新たな野菜、産物へもいろいろ開発していかないかんじゃないかと、そういった中で補助もあるべきじゃないかというような御質問でございます。

県でも基金協会が行ってるようでございますけども、独自性を出すというか、佐賀県一体となった協会ではございますけれども、私の町というか、この白石町については基幹産業は農業でしっかりとやっていただいておりますので、これを下支えするという意味では町独自のことも考えていかないかなかなというふうに思っているところでございます。これについては、関係機関とも協議をしながら検討してまいりたいというふうに思います。

以上でございます。

○片渕栄二郎議員

町長のほうから前向きな答弁をいただいて安心をいたしたところでございます。

それでは、3項目めのテンペの販売の現状はいかにというようなことで質問をいたしております。

田島町長が就任以来、6次産物のレンコンパウダーあるいはレンコンチップ、ジャム、それに菜種油といった6次産品の生産、販売には非常に町としても力を入れていただいておりますけれども、ちょうど20年ほど前になりましたでしょうか、白石町は合併前に、旧白石町当時にテンペの販売がなされておったところでございます。その後、一時的にはテンペの生産から販売というようなことでいろいろ話題にもなりましたが、最近このテンペの話題が減ってきているかなという考えを実は私自身持つておるところでございます。そういったことで、現在の販売の現状はどの

よくなっているかお尋ねをさせていただきたいと思います。

○赤坂隆義産業課長

テンペ販売の現状はいかにという御質問でございます。

テンペにつきましては、議員御承知のとおり、米の転作作物として大豆の作付がふえたことから、地元の大豆を使って平成に入りまして商品の開発に取り組みられています。平成6年度にしろいしテンペとして商品化がなされたところでございます。先ほど、議員言われましたとおり、今でいいますと、町内の資源を生かして付加価値をつけて流通販売という、まさに6次産業の草分け的存在でなかったらどうかというふうに思います。

当時の加工グループは二十数名でしたが、現在は当時のメンバーが8名残り、生産、販売を行っておられるそうでございます。販売につきましては、一般向けが約4割、学校、保育園、病院等が5割、あとは加工食品として使用がなされてるそうでございます。近年は、大豆の取扱量や販売量ともやや下降ぎみというふうなことも聞いております。また、原材料であります大豆の価格の高騰もあり、利益がなかなか出しにくいという状況だそうでございます。今後は、新しい販路の開拓、また新しい商品の開発、後継者の育成が急務となっておりますので、町としても応援していく必要があるのではないかなというふうに考えております。

以上です。

○片渕栄二郎議員

平成6年当時は二十数名だったのが現在では8名というような答弁でございましたけれども、大豆が最近では高騰をいたしておりますので利益が減ってきていると、それと販路がなかなか難しいというようなことでございます。一時的なブームに乗っていけば販路も開拓できますし、また販売も容易にできるものだと思いますけれども、その辺どういったことで、テンペに対する販路がなかなか難しいというのは町としてはどのようにお考えを持たれておられるのか、その辺をお尋ねをさせていただきたいと思っております。

○赤坂隆義産業課長

平成6年当時、白石のテンペがマスコミ等に宣伝されまして、それはまさに電話がかかりっ放しというような状態になったときもありました。その当時は、テンペ加工協議会のほうから資料をもらっていますけど、最高時には製造、販売が約7トンほどあったそうでございます。今現在は、聞くところによりますと1.8トンというふうなことを聞いております。販売額が約980万円程度というふうに聞いております。販売先も詳細にわたって尋ねたんですけど、今現在、佐賀市のJAが運営してます直売所とか、鹿島の道の駅とか、町内の病院とか、学校関係で県の給食会とか、九州食品のほうに納められているそうでございます。

なお、販売等についても、町も6次化の推進を行っております。それとあわせて、販売促進には支援をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○片渕栄二郎議員

このテンペに関しましても販路拡大と今後の需要の拡大をぜひとも行って、そしてこれと同時に白石の特産物のPRをぜひともお願いを申し上げておきたいと思います。

それでは、次の項の新開増反地区の保全についてお尋ねをさせていただきたいと思っています。

廻里江工区は、昭和43年に本格的な工事に着手がなされ、昭和54年、国営事業の完了に至っているところでございます。104ヘクタールの区域で圃場整備がなされ、74ヘクタールが農地として随時配分をなされたところでございます。配分当初は、ヨシの除去と除塩作業、いわゆる塩分を抜き取る作業ですか、大変な増反者は苦勞をいたした結果、今では施設や露地野菜のタマネギ、レタス、キャベツ、畜産がなされているところでございます。増反配分後に新開増反組合を設立し、現在に至っております。

この新開増反地区の農地の高低差が60から80ぐらいあると思われまじけれども、現在ではもっと高低差があるかもわかりません。そういったことで、小水路なり、あるいは中央幹線水路が整備され、100ミリ程度の雨が降れば一気に下流のほうに水が流れ込んで、ちょうど中央幹線水路から見て西側の農地がいつも浸水をしていたのが現状だったわけでございます。そういったことで、畑であるにもかかわらず冠水するというのは非常に増反者としては残念でならなかったわけでございますけれども、関係各位の御尽力により、七、八年前になりますでしょうか、新しい排水機場を設置をさせていただいたおかげで、その後は冠水の軽減がなされたところでございます。

そういったことで、ここに農地、農道、水路等の補修支援はできないかというようなお尋ねをいたしております。先ほど申し上げましたように、高低差があるためにある畑だけがいつも冠水をして、その冠水のおかげで農地なり農道なり、あるいは水路等の法面の崩壊が非常に進んでおります。そういったことで、私も以前はそこを見ておりましたけれども、ちょうど2月の新開増反地区の役員会がなされた折に、ぜひとも来てくいろというような要請がございましたので、その後役場のほうにも連絡をいたし、職員さんと一緒になって現地を視察をしたところでございますけれども、誰が見ても農地の崩壊があれだけ進んでおれば、同じ時期に増反配分を受けた者として心が痛むような思いでございます。そういったことで、先ほど申し上げましたように、補修の支援はできないかというふうなことでお尋ねをいたしておりますので、その辺についてお考えを聞きたいと思っております。

○嶋江政喜農村整備課長

農地、農道、水路等の補修支援はできないかという御質問でございます。

新開の増反地区につきましては、農地、農道、水路などの保全管理を充実させるために平成26年度に組織されました新開保全組合で、多面的機能支払交付金農地維持支払事業が新規採択をされまして、この事業で支援を行っているところでございます。この事業につきましては、国が50%、県が25%、町25%の補助事業でありますけど、こ

の地区については多面的機能支払交付金の資源向上支払い、共同活動とか長寿命化事業に該当しないために、事業費等の問題もございます。が、計画的に農地、農道、水路等の軽微な整備補修は行っていただきたいという考えでございます。

しかし、議員おっしゃるように、幹線、特に小水路等については法面の崩壊が進行していると。現場も職員が一緒に見ておりますけど、水路内に泥土の堆積も多く、営農上も支障が出ておそれもあるということもありまして、これにつきましては補助事業等も含め、県土地改良区等の関係機関、土地改良区の管理水路は一応土地改良区の管理ということになっておりますので、そこら辺の関係機関、また地元と、今後それについて対応なりについて協議をさせていただきたいということで考えております。

以上です。

○片渕栄二郎議員

今、課長のほうから答弁いただいたように、確かに新開増反地区は多面的機能支払いの参加を昨年の4月にいたしております。そういったことで、畑で10アール当たり2,000円の交付金をいただき、総額で147万5,000円という交付金をいただいております。しかしながら、先ほども課長のほうから前向きな答弁をいただきましたので、補助事業を活用しての農地の補修をぜひともやっていただきたいと。こういったことで、前向きな答弁をいただきましたので一安心いたしております。

それでは、2項目めの舗装道路の舗装計画はあるのかというようなことで質問をさせていただきます。

新開増反地区には農道が何本もありますけれども、五、六年前までにある程度の舗装がなされましたけれども、まだまだ未舗装道路がたくさんございます。そういったことで、私の圃場まではできておりますけれども、その下のほうがなかなかできていないというようなことで、増反者からも、あんたたちやよかねというような冷やかしくとも思えるような言葉をいただいたりするわけですがけれども、同じ増反組合内でありますので、その点の舗装計画等はどのようになっているかお尋ねをさせていただきたいと思っております。

○嶋江政喜農村整備課長

新開の増反地区の未舗装の農道の舗装ということでございますけど、町内のまず農道の実延長は約367キロメートル程度あります。そのうち舗装済み延長が約342キロメートルでありまして、舗装率は約93%ということになっております。町では、未舗装の農道の約25キロメートルについては、農業基盤整備促進事業により舗装工事を現在計画的に行っているところでございます。お尋ねの新開地区内の農道も計画対象となっておりますので、これについても優先順位、経済効果等を考慮しながら農道舗装を実施していきたいと考えております。

なお、新町まちづくり計画に当初は農道の舗装計画を計上しておりませんでしたけど、見直しによりまして農道の整備を追加いたしまして、合併特例債などによる整備をして、なるべく早目に事業が完了するようにしていきたいと考えております。

以上です。

○片渚栄二郎議員

町内の農道の未舗装が25キロ、総延長の25キロぐらいが未舗装というようなことでございますけれども、順次舗装を完了していくというようなことでございます。そういったことで、今から何年ぐらいの計画で完全に100%舗装ができるのか、どのように考えておられるのかお尋ねをさせていただきたいと思っております。

○嶋江政喜農村整備課長

あと未舗装が25キロ程度ございます。年間で今できるのが約3キロぐらいですかね、これはあくまで補助の予算の配分にもよります。それで、5年以上は最低でもかかるんじゃないかなということは思っておりますけど、何年度に終わるかというのは定かでは今のところございません。そういうことではいけないわけでございますけど、なるだけ、先ほども申し上げたように、新町まちづくり計画の変更で合併特例債を利用いたしまして、早急に終わるように計画をいたしたいと考えております。

以上です。

○片渚克也企画財政課長

今回、新町まちづくり計画の変更も議案として提出しておりますけれども、合併特例債が5年間延長できます。この中に農道の整備というふうな項目も新たに、先ほど農村整備課長が申し上げたように、追加をしております。できるだけこの起債を充当できる期間に舗装率を100%、まで行かないかもわかりませんが、それに近くしたいというふうなことで今回の変更に参加しているところでございます。

○片渚栄二郎議員

ぜひとも合併特例債等を活用しての未舗装道路の舗装に着手をしていただきたいと思いますのだと思っております。

3項目めの旧排水ポンプ場の解体計画はあるのかというようなことでお尋ねをいたしております。

ちょうど先ほども申し上げましたように、新しい排水ポンプ場が設置がなされ、その後は冠水する圃場も回数も減ってきたということでございますけれども、新しい排水ポンプ場はある程度の水路の水位が上がれば自動的に排水ポンプの稼働ができるようなシステムになっておるために、中央幹線水路がいつもある程度の水位で保っている現状でございます。そういったことで、今、旧排水ポンプ場は雑草が生い茂っておるために、不法投棄の場所になりかねないのではなかろうかという心配もございまして。そういったことで、旧排水ポンプ場の解体計画について町としてどのようなお考えを持たれているのか、その辺をお尋ねをさせていただきたいと思っております。

○嶋江政喜農村整備課長

旧排水ポンプ場の解体計画はあるのかという御質問でございます。

昭和53年に国営干拓事業によりまして造成されました廻里江工区の旧排水機場においては、議員おっしゃるように、施設の老朽化、地盤沈下の進行により機能が著しく低下したために、平成18年度に県営地盤沈下対策事業で廻里江排水機場として新しく建設をされたところでございます。

この廻里江排水機場は、受益地域の冠水被害を軽減するには十分な排水能力を有していることから、新排水機場の建設以降は旧排水機場の稼働はあっていないのが現状でございます。しかし、例えば新排水機場にトラブルがあった場合、旧排水機場を結果的に残して排水をしたいという考えもございまして、今まで解体については考えていないところでございましたけど、不法投棄じゃないですけど、ますます老朽化が進んで危ないという状況であることから、平成26年9月に、施設の管理者でございます国、九州農政局でございますけど、施設の取り壊しの要望は行っております。しかし、まだそれについての回答はいただいております。

以上です。

○片渕栄二郎議員

今までいろいろと質問させていただきましたけれども、ちょうど新しい排水機場ができた当時は、もしも大雨のときは2つの排水ポンプ場を稼働というようなことで旧排水ポンプ場は今まで設置をなされておりましたけれども、新しい排水ポンプ場の稼働がスムーズにいつている関係で、旧排水ポンプ場は取り壊しを今までされていないと。しかしながら、今年の9月ですか、お願いをしているというようなことでございますので、一番心配されるのが、先ほど申し上げましたように施設の老朽化が進んでおりますし、そして雑草が繁茂しておりますので、不法投棄の場所になりかねないというような心配をいたしております。そういったことで、上のほうからの許可ができないのは残念でございますけれども、早急に解体ができるようにさらに農政局等にも働きをしていただいて、旧排水ポンプ場の解体をスムーズに進めていただきたいものだと思っておりますので、どうぞ今後、町長並びに町のほうからぜひともお願いを申し上げておきたいと思っております。

今回の私の通告に従い、いろいろと質問をさせていただきましたけれども、町のほうから前向きな御答弁をいただいて、もっともっと私は聞きたいところでしたけれども、前向きな答弁で一安心をいたしております。そういったことで、ぜひとも前向きに進んでいただきたいものだと思い、私の一般質問を終わらせていただきます。

○白武 悟議長

これで片渕栄二郎議員の一般質問を終わります。
暫時休憩をいたします。

11時32分 休憩

13時15分 再開

○白武 悟議長

会議を再開します。

○岩永信秀会計管理者

先ほど、片渕栄二郎議員の答弁の中で、金融機関の借入利率を6%と答弁をいたしました。正しくは0.6%であります。申しわけありませんでした。訂正し、おわびをいたします。済みません。

○白武 悟議長

次の通告者の発言を許します。秀島和善議員。

○秀島和善議員

私は、3月定例議会、一般質問では15人の通告があった中で一番最後のバッターになります。町長初め各課長、今後の長期のまちづくり計画の一つでも生きていくような一般質問にしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

質問に入る前に、きのうは3・11、あの震災、大津波、そして原発の大きな災害による4周年の日でありました。現地を初め全国、いや世界の各地で、この3・11をしっかりと受けとめ、新しい社会づくり、人間関係をつくっていく力にしていこうと、新聞報道でもテレビでも強調がなされていまして。私も亡くなった方々に改めて哀悼の意を表明し、また見つかってない不明者に対しても一日も早い究明を求めていきたい、そう考えております。

その中で、きのう、佐賀新聞の2ページ目に私が目を集中した記事がありましたので、紹介をしておきたいと思っております。規制委員長の田中委員長の発言であります。事故の教訓を学ばねばやめろ、原発推進に反発というテーマで、このように佐賀新聞には掲載してありました。原子力規制委員長の田中俊一委員長は、11日の定例記者会見で、東京電力福島第一原発事故発生から4年が経過し、事故の教訓を忘れて原発を強行に推進しようとする勢力があるとして示唆し、そういう論には決してくじけてはいけない、事故の教訓に学ばないなら原子力はやめたほうが良いと訴えた。後続しておりますけれども、一番肝心なところはそのような田中委員長の表明であります。私も、震災や大津波、これは自然災害で、全てを防御する、また対応していくということは不可能ですけれども、この原子力発電所だけは人間の英知をもって収束不可能と言われてるものです。改めて3・11を沿いながら原発早期中止を求めていくことを強調し、私の一般質問の内容に入りたいと思っております。

私は今回、大きく5点にわたって質問をしております。1点目が、これからの認知症の対策についてということです。2点目に、今後の教育委員会のあり方について問うています。3点目には、高齢者福祉の充実に向けて、とりわけ介護保険と障がい者総合支援のかかわりについてです。4項目めに、白石町単独でも住宅リフォーム制度の実現をということで町長に意見を聞いております。最後に、子供の貧困対策と子育て応援のまちづくりに全力を挙げることについて質問しておりますので、それぞれ担当課長にも詳しい面は説明をお願いいたします。

それでは、第1項目めの認知症対策についてです。

通告では、第1番目に、厚生労働省は認知症が今後10年後に700万人に達すると予測しています。高齢者の5人に1人の割合で急増すると見込まれています。政府は、

この推計に盛り込んだ認知症対策の新たな国家戦略案をまとめました。早期診断に必要な研修を2017年度までにかかりつけ医6万人に受講してもらうなど、現行計画の数値目標を引き上げています。大切なことは、早期発見、早期治療が何よりも必要とされております。担当課長にお尋ねしますけれども、現在、本町としての認知症対策についての計画は全体的にどのように計画なされているのか。

また同時に、関連します(6)に、認知症の予防法、診断法、治療法、リハビリテーションモデルなど、介護モデルなどについても地元の医療機関との連携が極めて重要になってまいります。この点についても、現在、担当課長としてどのような計画を持っていらっしゃるのかお尋ねをしたいと思います。

○片淵敏久長寿社会課長

認知症対策についての本町としての計画はどのようになっているかということでございます。それと、もう一点の予防法、診断法、治療法、またリハビリテーション等のモデルについてということでございますけれども、認知症を考えるときにまず一番大切なこと、認知症の方への対応する中で一番大切なことというのが、周りで早くその症状に気づいてやること、それが非常に大事だというふうに思っております。認知症の症状と言われておりますけれども、同じことを何度も何度も話したりとか、またおひとり暮らしとかお年寄りのみで生活されてる方を訪問する中で冷蔵庫の中には同じものがいっぱいあるとか、同じものを何度も買ってくる、また身だしなみが整えられなくなってくるとか、また今までは簡単にできておったことができなくなってきたとか、まただんだんひどくなってきましたときょうが何月何日かわからないと、そして外出をしたら家に帰れなくなるとか、そういう症状というものを早目に発見をして、それに気づいてかかりつけの先生にすぐ相談をすると。そして、一番今適切な治療法は何かということをお話して、そういう治療を行ってやるというようなことが、まず認知症の症状を、よくはならないかと思いますが、症状を悪化させないということに一番役に立つんじゃないかということをお話しているところです。

まず、周りのほうが気づく体制づくりというのを私たちのほうで取り組まなければならないんじゃないかというふうに思っております。町のほうの今高齢者福祉計画、3年ごとの見直しの中で計画の見直しをやっておるわけですが、その中にも認知症対策の推進ということで、まずは普及啓発の推進ということで項目も掲げておるところでございます。認知症の症状をできるだけ早目に発見をして早期の治療に結びつけると。そういうためには、高齢者の家族の皆さん、また周囲の方々、これは地域にお住まいの方も含めてなんです、町民の皆さん全体ということをお考えいただいてもいいかと思いますが、そういう方々に認知症のことをあらかじめ理解をしていただいております。今後、町民の皆さんへ認知症のことについて理解を深めてもらうための普及また啓発活動、これは町の仕事だというふうに認識をいたしておりまして、これにつきましてはこれまで以上に取組んでいかなければならないというふうに思っております。

具体的には、今現在でも、さきに認知症についての町民公開講座というものも医療、介護の連携の取組みの中で開催をさせていただきましたが、町民の皆さんを対象に

した認知症予防の講習会、あるいは介護者、関係機関、これは介護保険のサービスの事業所にお勤めの方とか、いろんなどころの皆さんの御意見等、体験等、そういうものを取り入れた町民公開講座というものを開いていながら、町民の皆さん、できるだけ多くの方に認知症のことについて理解、それと御認識をいただくようなことに取り組んでいかなければならないというふうに思っているところでございます。

それと、6番目の認知症の予防法、診断法、治療法、リハビリテーションモデルと介護モデル等について地元の医療機関との連携ということでございます。

これらの診断法とか治療法、リハビリテーションのモデル等々というところについては、非常に医療面のところが濃い部分になるかと思えます。この辺が、今までもだんだん研究は進んでくる中で今後の認知症の増加の中ではもっと力を入れなければならないということで、国のほうもこの項目を今回新しいオレンジプランの中で掲げられたものというふうに認識をいたしておりますが、私どもの中でもさきの医療、介護の関係者連絡会というのを設けておりますが、そういう中で認知症についても今後、認知症のことについて理解を深めるための集まりなり、さきの町民の方々にお知らせをする町民公開講座の類いの町民皆さんにお知らせする内容についても取り組んでいくことができるんじゃないかというふうに思っているところでございます。

以上です。

○秀島和善議員

担当課長にお尋ねしますけれども、これまで町民公開講座や講習会なども開催してきたということと、医療、介護関連連絡会を組織してると。その中でも認知症について学習し、また啓発に向けての計画を立てないといけないということでしたけども、具体的に講習会をこの1年、何回、何名の方が受けられたのか。また、連絡会はどのようなメンバーで組織されてるのでしょうか。

○片渕敏久長寿社会課長

講習会という形は、町民公開講座は認知症については昨年12月に1回開催をいたしておりますけども、認知症についての高齢者の方を対象にした講座とかそういうものは出前講座、そういうものがあるわけですが、そういう中でのお話というのはたくさんございます。それと、各教室の開催等も、介護予防の教室等もやっておりますけども、主体は、例えば老化による運動機能の低下を予防するための運動教室とか、水中運動の教室とか、そういういろんな教室があるわけですが、その中でも必ず認知症のことについてのお話とかそういうものは盛り込んで、それを教室という形でお話もさせていただいてるところでございます。（「連絡会」と呼ぶ者あり）

連絡会のメンバーは、町内の方にお問い合わせしておりますが、医師会の先生、それと歯科医師会からの代表の先生、それと薬剤師の先生、そして理学療法士の先生、それと介護支援専門員、それとサービス事業者の代表、それと介護福祉士の方とか、また役場のほうはもちろん入っておりますが、そういう方々で代表で取り組んでいただいております。そういう町民公開講座あるいは研修会がある場合には、介護関係のサービス事業所、それと医療関係のほうには全て御連絡をして、そういう講座等に

も参加をいただくように連絡をいたしておるところです。毎回、百二、三十人程度の参加がっております。従来は関係者の会議だけということだったんですが、認知症の町民公開講座の折には、160人までは行ってなかったと思いますが、百五十数名の参加をいただいたところではあります。

○秀島和善議員

通告にも明記しておりますけれども、(3)になりますけれども、(2)として、認知症への理解を深めるための普及啓発の推進の計画はどのようになっているのか、また認知症の容体に応じた適時適切な医療、介護などの提供の計画はあるのかということと、近年ふえてまいりましたけれども、若年性認知症施策の強化は計画の中でどのように具体的になされているのかということについて担当課長にお尋ねしますけれども、その前に、現在、担当課として町内における認知症の方々の町内の実態把握ということで、人数など、世帯数など、把握はなされてるんでしょうか。

○片渕敏久長寿社会課長

認知症を抱えてる御本人さん、またその世帯の数というのは、幾らあるという数は把握はいたしておりません。高齢になってきますと、どこからが完全な認知症だとか、その線というのは非常に難しゅうございます。ただ、さっきも申し上げましたように、できるだけ早く、ただの物忘れなのか、あるいは認知症の初期症状なのか、そのところを早く確認をして、そしてその人に合った医療なり、あるいは予防のための手法なりを持っていくということが大事になってくるかというふうに思っております。

それと、認知症への理解を深めるための普及啓発の推進の計画ということでございますが、これについても、まずは認知症についての理解を町民の皆さんできるだけ一人でも多くしていただいて、そしてそれを周りで見守るような取り組みと、そういうところに結びつけていかなければならないというふうに思っております。

具体的には、認知症についての理解の手法として、国のほうでも認知症サポーター養成講座、認知症キャラバンという、御存じかと思いますが、その制度の中で私たちのほうの町も取り組んでおります。ことしの2月末現在の町のほうで認知症のサポーターの数といいますか、これまで1時間半程度の講座を受けて、参加をしていただいて認知症についての理解を深めてもらう取り組みになってくるわけですが、その講座を受講された方が2,061人ということではあります。それと、介護予防のボランティアのほうで登録をしていただいている方も今90人以上の方がいらっしゃるんですが、その方も認知症サポーター養成講座を御受講いただいて、ボランティアの活動の中で生かしていただいているというふうに思っております。

それと……（「若年性」と呼ぶ者あり）若年性の認知症につきましては、私どもの係の中でも、めったにはないんですが、多分今1件ぐらい、60歳代の方で、65歳まで行かない方で患っておられる方がいらっしゃいます。これも家族の方からの相談とか、地域、民生委員さんからの御相談とか、そういう中で出てくるものであります。件数的には非常に少なく、相談の件数としては非常に少ないのが特徴ということにな

っております。ただ、これも高齢者の認知症と同様に、相談が出てきた場合には地域包括支援センターの相談事業の取り組みの中であわせて取り組んでいかなければならないものであります。若年性の認知症につきましては、まだお勤めの途中とか、子供さんがまだ小さくてひとり立ちをされてないようなケースがありますので、そのところが一番御家族としては大変だということでありまして。そういう中で、真剣に相談にもかかわっていかなければならないというふうに思っております。

○秀島和善議員

国におきましては、初期の集中支援チームの設置を2014年度が41市町村にとどまっていると。これを2018年度から全ての市町村に窓口を設けていきたいということが一つ。もう一つ、先ほど申し上げましたけれども、若年認知症施策の強化も掲げ、2017年度末までに全都道府県の窓口相談の担当者を配置するということが国家戦略の強化でうたわれておりますけれども、本町としてはこの2点についての計画はどのように持ってらっしゃるのでしょうか。

○片渕敏久長寿社会課長

認知症の医療関係のほうの集中支援については、町独自の取り組みということは非常に難しいかと思えます。医師の先生方、医師会も県医師会レベルでの話の中でそういう対応ができるような取り組み、そういうものをお願いするということになるかと思えます。

町のほうの認知症の対策ということでございます。これも今後ふえてくる認知症を患われる高齢者の皆さん方を想定してのことだと思えますが、これについては現在の地域包括支援センター、ここの機能強化を図る中で保健師等の充実、そういう中で今後は対応していくということになってくるんじゃないかというふうに考えております。現状ではなかなか対応が難しいところがありますが、今後、そういう内容についてはまた国、県のほうからの進め方の事例等の紹介がある中で進んでくるかと思えますが、具体的に対応できるのはそういう医療関係の知識を持った者、そういう者が対応すべきものだというふうに思っております。

○秀島和善議員

私の手元に、佐賀県認知症疾患医療センターの御案内というパンフレットをきょう持ってまいりました。担当課長も中身もごらんになったことあると思えますけれども、県内では認知症疾患医療センターとして4つの拠点の病院が指定されてます。上場のほうでは唐津に河畔病院、また杵藤地区に近いところでは嬉野温泉病院、そして東のほうでは佐賀大学医学部附属病院、もう一つが独立行政法人国立病院機構の肥前精神医療センターということがセンターとして設けられておりますけれども、このセンターと連絡し合いながら、そして先ほど担当課長からも出されましたけれども、地域包括支援センターの強化ということは非常に町内の認知症対策にとって大事な点だと思います。そして、もう一点が地元の医師会との協力と。このパイプ役を町が窓口として行うことが非常に大事ではないかと思えます。

通告で4、5として上げております。認知症の人の介護者への支援は急務である。とりわけ老老介護は精神的にも経済的にも大きな負担がかかり、先日も「おかあさん、ゴメンナサイ」とのメモを残して連れ合いを殺し、みずからも自殺するという痛ましい事件などが後を絶ちません。そしてもう一点、認知症の人を含む高齢者に優しい地域づくりの推進をどのように計画しているのか、ここが極めて重要ではないかと思えます。ともすると認知症ということで家族が隠したがる、そして地域の中で孤立してしまう、これではどんなに医学の発展があっても根本的な対策にはなりません。この点で、担当課長として、地域で認知症をしっかりと受けとめていく、そういう連絡体制をどうつくるのか、その点、現在計画をなされてるところがあれば紹介をしてください。

○片渕敏久長寿社会課長

認知症の方を地域で優しく支える取り組みについてということでございます。

先に、認知症疾患医療センター、県内4カ所の分でございますが、ここは特に町のほうでは嬉野のほうのセンターのほうとの連携というのが強うございますけども、こちらのほうとか、佐賀大学のほうもそのセンターになってございますので、そちらのほうとのかかわりというのは実際とりながら対応をいたしております。センターのほうから、こういう事例がということで連絡をいただくこともございます。

それと、認知症の方を地域で支える取り組みということでございますが、さきの認知症の疾患の医療センター、これも含めまして病院関係のほうでも、かかりつけの先生というのがふだんが一番最初にといいますか、いつも高齢者の方の主治医として見守っていただいておりますが、そういう中でもこれからふえてくる認知症については、認知症のことをより詳しく知っていただくための研修とか、そういうものは医師会等を通じて実施をしていただくような計画ということをお伺いしてるところでございます。これについても、町の認知症を患ってる方々については非常に朗報じゃないかなというふうに思っております。

それと、支えるということでございますけども、先ほど申しました認知症サポーターキャラバン、認知症サポーター養成講座でございます。これについて、先ほど2,000名以上の方が今もう受講されてるということでございますけども、これについてももっと広げていきたいというふうに思っております。1つの計画といいますか、今進んでるところで紹介をいたしますと、新年度において、白石町の商工会のほうに今コンタクトをとりながらお願いを進めてるケースで、商工会の会員さんのほうで認知症サポーター養成講座を受けていただいて、その方がふだんお店のほうでお店の番をしていらっしゃるとかお店のほうにいらっしゃるというお店については、そういう認知症の相談のできるお店ですよというようなステッカーを張っていただいて、そこに相談をしたり、いつも行きつけということになりますので、その辺のお話あたりもよりかたくならないでできるかなというふうなところがありまして、相談をいたしておるところでございます。今のところまだ確定ではございませんが、いい方向に行けばなというふうに思っております。

それとあともう一つ、これも住民さんの介護予防のボランティアの会員さん、まだ

ほかのいろんなボランティアの活動もされてる方なんです、その方から認知症カフェの立ち上げですね、これがやりたいということで、2月のほうから立ち上げをされております。取り組みでは、自分のほうからなかなか相談が行きにくいということで、当初の開催日については参加者がなかったんですが、また今月も開催をしたいということで取り組んでいただいているケースがございます。

認知症を抱える家族にとっては、うちの母が、父がということで話をしにくいかと思えます。そういう状況になってるということもなかなか伝えにくいと思う中で、周りが認知症のことを理解することでそういう相談もしやすくなるし、周りのほうから声かけもできるんじゃないかなということを思っております。高齢者の方、こういう認知症を患った方についても、できるだけ病院とか施設には入りたくないという思いが一番強うございます。そういうケースにもたくさん当たってきておりますけども、そういう中で、住みなれた地元で、認知症を患いながらも、できるだけその症状が進まないような中で地域とのかかわりを持っていけるような支えというのが町としても大事じゃないかなというふうに思っています。

○秀島和善議員

課長より答弁の中で、商工会とも連携を強めていきたいと。養成講座を受けてサポーターになっていただき、その店の前にステッカーを張ると。とてもいい案だと思います。また、認知症のカフェを2月に立ち上げたということで、最初からすぐに、相談の窓口を広げても次から次に認知症の相談に来られるということは多分そう多くはないと思いますけれども、継続してやっていただきたいと思えます。

皆さんのお手元に1枚物の資料をきょうお渡ししております。見ていただけませんか。この資料は、小城で取り組まれてるおたっしや本舗小城北での認知症に対する対応であります。ここに写真で掲載されてありますけれども、キーホルダーを無料で貸し出して、番号をつけて、そこにきちんと、おたっしや本舗の事務局を初め病院、役場、警察、また救急隊、商工会、そういうところとしっかりと連携できるような体制をつくると。また、キーホルダーとあわせて、冷蔵庫にマグネット式にぽっと張れるように、その番号、連絡先がわかるようなシートをつくるということが小城のおたっしや本舗というところで進められております。

私は、白石町でも小城のこのような取り組みを契機にしながら取り組みを進めていったらどうかと思えますけれども、担当課長の先ほどの説明で、町としてまだ十分に認知症の方がどこにどれだけいらっしゃるのか把握をしてないということでしたけれども、一日も早く病院との連携を強め、認知症の診断を急ぎ、認知症の方がどこにどれだけいらっしゃるのかきちんとつかむ必要があると思えます。そういう点で、きのうの佐賀新聞に道交法改正案ということで、認知症の疑いで受診義務、75歳以上の免許更新時に必ず認知症の疑いのある方は受診をしてもらおうと。そして、その診断書によって免許を返還をするということが掲載されておりました。このことも極めて大事な点だと思います。

きょう、1つ、町長初め各課長に見ていただきたいんですけれども、1本しかありませんのでここで広げてみますけれども、これは岡山の豊橋市において取り組まれて

るものですが、こうして首につけて生活をするということで、邪魔にはなりません。そして、このことで、もし万が一夜中に徘徊をするという方が発見されたときに、ここに番号が振ってあります。これで連絡先がすぐにわかるということで取り組まれている実践なんですけれども、こういう内容も参考にしながら、本町でもまず認知症の方たちがどこにどれだけいらっしゃるのか、そしてその方たちをどういう見守りで、地域の中で病院、そして商工会、また地元の業者、警察、消防、そういうところで受けとめていくのかということが今求められていると思います。

もう一点、きょうは教育長にもこのことでお尋ねしたいと思うんですけれども、サポーターとして小学生、中学生にも、地元の認知症の方たちがどういう状況にあるんだと、また認知症というものがどういうものなんだということをきちんと伝えていくということも学校教育の中で必要ではないかと思えます。ひょっとすると、大人、我々よりも子供たちのほうが、地域の人たち、あ、あそこのおんちゃん、あそこのおばっちゃんということで、歩きよんしゃったよ、あそこに座っとんしゃったよということが認められるかもわかりません。ですから、学校教育の中でそういう養成講座を子供たちに時間をとって学習する場を設けたらどうかということも思えますので、後もって教育長の考えを聞かせていただければと思います。

担当課長、今紹介しましたけれども、こういう内容でもし検討されてることがあれば紹介をしてください。

○片淵敏久長寿社会課長

先ほど御紹介をいただきました見守りのキーホルダーとか、あと岡山の事例でのネックレスですか、それに個人を識別できる番号を振っておいて、それをもとに検索で調べることができるようなシステムということでございます。

認知症の方、お元気な方でも認知症の症状がひどくなると夜中、昼間にかかわらず徘徊をされて、今現在、全国各地から、行方不明になって1カ月前から探してるけどもわからないということで、公開という形で町のほうに照会が来ることもございます。そういうときの、そういう対象者が誰かということを見つけるときの対応策としては非常にいいんじゃないかなというふうに思っております。普通、だんだん症状が出て、出歩かれて帰りもわからなくなるという方、そういう方については特に持ち物に名前を書いておくとか、下着とか洋服を含めて連絡先を記載しておくということと同じような対応になってくるかと思えます。それを、今風のと言ったらいかんですけど、先進的なシステムの中で使っていくと。

特に、小城市の事例については、以前から、二、三年ぐらい前から小城市とか三日月のほうでは対応されてたということでございました。これについては、キーホルダーについての番号を、例えば地域包括の支援センターとか、消防署とか、警察とか、このシステムにかかわってるところの機関の方であれば、その番号を端末のほうから入力すると、ネットで経由して民間の事業所が管理するサーバーで検索ができるというようなシステムになってるようです。そこまでのシステムということは思っておりましたが、徘徊とかされたときの見守りの中で、早く誰だということに対応するには非常に役に立つというふうに思っておりますけども、これについても具体的な

取り組みとしては、するのかもしれないのかということになると、もうちょっとお時間をいただいて検討ということになるかと思えます。

類似のものとしては、特に徘徊等はされないけども、おうちでひとり暮らしをされておる中でぐあいが悪くなって倒れられた、それを周りの者が発見をしたとか、町のほうでは緊急通報のシステムがありますので、ブザーを押して連絡をとって、あと応答がなかったとかという場合にはすぐ駆けつける体制ができておるわけですが、さきに御提案がありました、家で倒れたときに家の一定の場所に個人の連絡先の情報とか、あるいは病気の今までの既往症の情報とか、そういうものを書いて置いておくという取り組みについては社協のほうでも以前からされておりましたが、もっとそれを見やすいところに置く、あるいははっきりわかるような形で表示をするという取り組みについては、新年度において社協のほうと話をしながら取り組むということにいたしておるところでございます。

○江口武好教育長

町内の小・中学生は、家に帰れば家族です。地域では地域の子であります。そして、町の子でもあります。この子供たちが今からの白石町の社会で生きていくためには、いろんなことを学ばなくてはいけないと思っております。で、非常に感受性豊かなところでございます。それで、当然、学校教育の中でも道徳とか、いろんな形でそういったことは学びはしております。そして、具体的に、例えば中学生などは職業体験とかあいつたもので、認知症云々とか直接それとかかわらないかもわかりませんが、実際に施設とか何かの慰問といましようか、行くとか、そういうことで進めてるところです。特に、これからは小学校でも学校の教育活動の中で意図的にそういったことも進めていくべきかなと、私もそのように捉えておるところです。

以上です。

○秀島和善議員

認知症については、現在、2,061名の方が講座を受けてサポーターとして活躍されてるようです。教育長から答弁もいただきましたけれども、子供たちにも、じいちゃんやばあちゃんたちが認知症になったらどうするんだということを含めて、人間としての誇り、人間としての人生がしっかり家庭でも地域でも、そして病院でも維持できるような認知症の対策が子供たちの学習の一環の中にも生かされていければということをおもいます。

このことについては以上で、1項目めについて、認知症対策についてということでは終わりにしたいと思います。

続いて、2項目めに移らせていただきます。

2点目には、教育委員会のあり方についてということで、教育委員会制度の改定について質問をさせていただきます。

御承知のように、政府、安倍政権は教育委員会の制度改定を強力に進めてきております。この動きについて、全国連合小学校長会と全日本中学校長会は、会長の連名で、政治的中立性の確保が必要だとして、首長の個人的な思想、信条により教育施策がゆ

がめられることがないよう、歯どめをかける制度を検討するよう求めてまいりました。また、日弁連の意見書は、法案について、政治的中立性確保など教育の自主性、自立性が守られ、子供の学習権、成長発達権が保障される上で極めて重要な基本理念を損なうおそれが強いと、問題点を強く指摘したところです。

にもかかわらず、法案は、教育委員長と教育長を一本化し、首長が直接任命する新教育長を教育委員会のトップに据え、教育委員会の教育長に対する指揮監督権を奪ってしまっております。また、地方自治体の教育政策の方針となる教育の振興に関する大綱を首長が決定するとなっており、大綱は国の教育振興基本計画の基本的な方針を参酌して定めるとして、国や首長の教育への介入を容認し、これまで守られてきた教育の政治的中立を脅かすものになっていると言えます。

このことについては、町長と教育長にこのような動きについてお尋ねをいたしたいと思います。今後の教育委員会制度の改定をどのように認識を持っていらっしゃるのか、町長、お尋ねしたいと思います。

○本山隆也学校教育課長

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律ということで、冒頭提案申し上げたところでございます。今年4月1日から施行ということになっております。概要といたしましては、教育行政の明確化、内容といたしましては、先ほど申されたとおり、教育委員長と教育長が一本化され、新たな教育長を置くこと、教育長は首長が議会の同意を経て直接任命を行う等がございます。2つ目に、総合教育会議の設置でございます。首長が総合教育会議を設け、会議では大綱の策定、教育条件の整備に関する重要な点を講ずべき施策、緊急の場合の協議、調整ということがございます。3つ目に、先ほど申された国の地方教育団体への関与の見直しでございます。

御質問の教育行政の政治的中立性の確保でございますけれども、法改正で教育長が教育行政に大きな権限と責任を有することになっております。しかしながら、教育委員会は、改正後も引き続き地方自治法上の執行機関として位置づけられております。合議体の意思決定に基づき事務を執行することになり、教育委員会は教育長の事務の委任を行います。教育長は委任された事務につきまして教育委員会に報告することが法律で義務づけられております。改正後も、教育委員会が合議決定機関であるということに変わりはないというところでございます。

また、会議録につきましても、教育委員会が行っておりますとおり、総合会議におきましても作成及び公表というふうになっていき、ホームページ等で公表する予定でございます。また、大綱ということで、町長が設置する総合教育会議で大綱を策定し、町長と教育委員会の執行機関同士の協議、調整の場という位置づけでございます。滋賀県大津市で起きました事件で見られるような首長と教育委員会の意思疎通が十分にとれなかったという部分に、総合教育会議を設置したことによりまして相互の連携を図り、民意を反映した教育行政を推進していくことができると考えておるところでございます。

以上であります。

○田島健一町長

先ほど、学校教育課長が答弁を申し上げたところでございますけども、事の発端というのは、先ほどもありましたように、滋賀県での事件が事の発端ではないかなというふうに私も認識をいたしております。そういった中で、法の改正の中で大きく総合教育会議を設置するというところでございまして、相互の連携によりまして、より民意を反映した教育行政を推進していくことができるのではないかなというふうに私は考えているところでございます。

以上でございます。

○秀島和善議員

学校教育課長にお尋ねしますけれども、この定例議会で議案第11号として「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」というものと、第12号「白石町教育長の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の制定について」と、この2項については、先ほど説明のあった政府による法律改正に伴うものなのでしょうか。

○本山隆也学校教育課長

議員おっしゃるとおりでございます。上位法律の改定に伴い、相応の改正を行うものでございます。

以上であります。

○秀島和善議員

大津でのいじめの事件などを反映して今回国の法律が変わり、4月1日から教育委員長を廃止し、教育長に一本化していくということでもありますけれども、私は、これまで同様、町民の代表、そして町民の声、子供たちの実態、また議会での多数の意見など、そういうものを総合的に教育委員会独自として調整し、そしてまた把握し、それを具体的な施策にしていくということがなされないといけないのではないかと思います。ともすると、首長が自分の意に沿う、また国は現在、安倍政権、集团的自衛権などを初め、戦争する国づくりにまっしぐらに進んでるところがあります。学校教育の中にも道徳教育をつくるということなどを盛り込んでるところがありますけれども、私はこれまでのような教育委員会のあり方を進めていく必要があるのではないかなということを強調し、次の項目に移らせていただきます。

3点目は、高齢者福祉の充実に向けてということで担当課長にお尋ねします。

障がい者が65歳になると、障がい福祉施策から介護保険サービスに切りかえられ、サービスの後退、負担増は憲法違反だとの提訴が広がっております。障害者総合支援法第7条、介護保険優先による問題点です。杵藤管内でこれまで何人がその対象になって介護保険サービスに切りかえられてきたのか、また町内で何人がこれまで対象になったのかをお聞きしたいと思います。

年齢によるこのような差別を改めるよう、国、県に町長は働きかけを強めていただきたいことを強調します。

7条の介護保険優先は、別の問題を引き起こしております。これは、私が生活相談で直接かかわった問題ですが、65歳以前で介護サービスを受けてる方が理由があって障がい者支援施設に入所を求めたところ、介護優先の原則で入所の手続きさえできない状況があることです。杵藤広域圏内でこのような事例はこれまで何件あったのでしょうか、また白石町内で何件あるのかをお尋ねしたいと思います。

担当課長は承知されてるかと思えますけれども、先ごろから厚労省の障害者福祉課長による各県の障がい保健福祉主管部長宛ての通達では、この介護サービス優先の捉え方について、一律に当該介護保険サービスを優先的に利用するものとはしないこととすると述べて、介護優先を絶対的なものとしておりません。この趣旨を生かして、理由があって希望する者には入所の手続きができるよう杵藤広域圏に改善を働きかけてほしいと思います。

まず、担当課長の説明を求めたいと思います。

○片渕敏久長寿社会課長

ただいまの障害者総合支援法の第7条の介護保険優先の規定についての御質問でございます。

これについては、以前にも御質問があったかというふうに思っておりますが、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、これ総合支援法なわけですが、ここの自立支援給付については7条の調整規定ということで、介護保険法による介護給付が優先されることということに確かになってございます。

ただ、議員のほうからも御説明がございましたが、一律に介護保険による保険給付を優先するというものではないということでございます。個別のケースに応じて、介護保険サービスにより適切な支援を受けることが可能かどうかというところを個別に検討した上で判断をするということになっているようでございます。それと、サービスの内容から、介護保険のほうでは制度上そういうサービスがないとかというものについては、無条件に今まで受けておられた障がい者のサービスが利用できるということになってございます。

それと、介護保険のサービス、65歳以上は通常介護保険優先ということになってまいりますので、介護認定を受けられた方であれば介護保険のほうを利用していただくというのが優先ということになりますけれども、介護の認定の、要支援の1から要介護の5まであるわけですが、それぞれサービスを受けられる給付の条件というのが決まっておりますので、そこで受けていって、そのサービスでは生活ができない、足りないということになると、自動的に障がい福祉の自立支援のサービスを利用できるということになります。

それと、数ということですが、杵藤管内でそういうケースがどのくらいあるかという数というのは私のほうではわかりませんが、町内のほうでの利用ということで数字がありますのでお知らせをしますと、障害者自立支援法がスタートしたときから25年度までですので、5年間、6年間ぐらいなるかと思えますが、白石町で65歳以上とされる障がい者の方、施設に入所されてる方で16人という数字でございます。それと、居宅サービス、ホームヘルプ等のサービスを利用して御自宅のほうで生活をされてる

方で7人。それと、そのうちの介護保険のサービスへ移行された方というのが、ホームヘルプ等のサービスを利用されてる方で4人ということでございます。

平成26年度においては、65歳に到達される障がい者のうち、障がい福祉サービスを受給されておられる方が4人いらっしゃいます。そのうちお二人の方は重度心身障がい者医療施設のほうに入所されてる方ということで、この方は障がい福祉のほうの自立支援のサービスを利用される方ということになりますけども、4人のうちの2人は施設入所、それとお一人は介護認定を受けられましたけども、介護認定になられなかったと。要支援の認定も受けられなかったという方なんですけども、この方は介護保険のほうを非該当となられましたので、今までどおり障がい福祉のほうのサービスを御利用いただくということになってまいります。また、もう一人、今のこの方も、ホームヘルプのサービスを利用されてる方は今要介護の認定の申請中だということでございます。認定の結果が判明次第、介護保険のほうの利用、あるいはその上乘せということになるのか、障がい福祉のサービスへ行くのかという判断をさせていただくということになると思います。

○秀島和善議員

担当課長に改めて確認をさせていただきますけれども、先ほど3のところでも述べましたけれども、厚労省の障害者福祉課長による、障がい者福祉主管部長による一律に当該介護保険サービスを優先的に利用するものとはしないこととするということは、先ほどの説明では、本町としてはその方たちの障がいの状況、家族の状況に応じて、65歳以上になっても障害者支援法によって自宅で、また施設で暮らしていると、そしてまたサービスが足りない場合に介護ヘルプなど介護サービスを活用してるという理解でよろしいのでしょうか。

○片淵敏久長寿社会課長

ただいま議員御説明された、そのとおりでございます。

○秀島和善議員

わかりました。このことについては、これからも団塊の世代の方たちが65歳以上を過ぎていくということになってきます。繰り返しませんけれども、十分その方たちの障がい、家族の状況、本人の意思、尊重して、そのサービスの一番効果が上がる方法で生活や介護の施策を進めていただきたい旨お願いをし、4項目めに移らせていただきます。

建設課長にお尋ねをします。

白石町の独自の住宅リフォーム事業の制度化をということで、町民が住宅をリフォームするときに地元業者に発注した場合、工事費の一部を自治体が助成する住宅リフォーム制度が、全国で21都道府県118自治体に広がっていました。リフォームの助成が受けられることで町民生活の支援にもなる、また予算額に対しての実際の工事費用が低いところでも七、八倍から40倍、50倍にもなり、経済波及効果が高いと注目されています。私は、住宅リフォーム助成制度は、住宅関連業者だけでなく、関連する物

品購入や商品券で助成することにより地域での消費、購買を促進するなど経済波及があるので、新年度の予算また新しい総合計画の中でも、町単独でもリフォーム制度を実現していくことを具体的に政策としてつくっていったらどうかと思いますけれども、担当課長はどのようにお考えでしょうか。

○岩永康博建設課長

町独自の住宅リフォーム制度についてお答えをいたします。

佐賀県において、地域経済の活性化及び住宅のエコハウス化やユニバーサルデザイン化などを促進することを目的としまして、住宅リフォーム緊急助成事業が平成23年10月から3カ年計画で20億円の基金造成事業として実施をされました。県内で全般に需要が多く、平成24年9月に新たに10億円の補正が行われ、平成25年度で完了しております。

現在、国では、平成26年度補正を前提としまして省エネ住宅ポイント制度が創設をされ、平成26年12月27日から平成28年3月31日までの工事を対象としまして、住宅のエコリフォームも対象となっております。それで、窓の断熱改修、それと外壁、屋根、天井または床の断熱改修、設備のエコ改修、バリアフリー改修などができます。改修は、3万ポイント、30万円が限度であります。耐震改修をあわせて施工すれば15万円が加算をされ、最大45万円相当の商品や商品券、工事業者が行う追加工事費に充てることができるというふうになっております。

町単独の住宅リフォーム制度については、今国が行われてるこの制度の利用状況を注視して判断すべきと考えておりまして、今のところ町単独で取り組む予定はありません。

以上です。

○秀島和善議員

担当課長に関連してお尋ねします。

2011年度の平成23年10月から3年間、11年、2012年、2013年と実施した住宅リフォーム制度、基金が総額30億円の県費で波及効果が450億円の効果を上げたと言われております。地元の仕事や雇用を生み出していく起爆剤になったのではないかと思います。

今国会で、内閣府は、消費喚起効果が高ければ交付金措置の対象となるということをお答えしています。このことから考えても、すぐ新年度にこの企画を盛り込むことができなくても、総合計画の中で2年後、3年後、4年後と計画を長期的に展望することができるんじゃないかとも思います。そのことについても担当課長の御意見を聞かせていただきたいと思っております。

初めに、3年間の本町の住宅リフォーム制度の実績、町民何人から申し込みがあり、白石町としてどれだけの予算を使っていったのか、また費用対効果としてどのような効果を生んだのか、課長より説明をお願いします。

○岩永康博建設課長

住宅リフォーム緊急助成事業の実績についてお答えをいたします。

この3年間の事業については、全額県費補助で行っております。それで、実績については、平成23年度、助成額が2,230万円、対象工事費が2億2,531万5,295円、件数が120件、24年度が6,702万円、対象工事費が5億8,223万1,750円、件数が327件、25年度、助成額が1,227万円、対象工事費が1億993万2,630円、62件、合計で助成額が1億159万円、対象工事が9億1,747万9,675円、合計件数が509件、事業効果というか、対象工事費を助成額で割った額が9.03倍となっております。

それで、新規事業の取り組みの場合、事業期間については約3年間をめぐりまして、事業実績でも初年度が2割、2年度が7割、3年度が1割の実施となっております。それで、このリフォーム事業については事業量を、2年度が一番多くて3年目で1割となっておりますので、おおよそ満たしたものと思っております。

以上です。

○秀島和善議員

担当課長にもう一点お尋ねします。

地方創生事業の交付金などを原資にして、またそこに国の交付金だけじゃなく県費も入れて、住宅リフォーム制度を展開するということは考えられなかったのでしょうか。

○赤坂隆義産業課長

リフォーム助成の件なんですけど、今回の3月の追加の補正の中で、27年度で執行予定であります地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金の中で、若干意味は違うと思いますが、プレミアム付きの商品券の発行を考えております。ただし、住宅リフォームに限定するのではなく、助成の対象を広く柔軟な消費喚起型として行う予定でございます。したがって、リフォームに付随します電気製品とか、例えば工事費については使用が可能かなというふうに考えております。

以上です。

○片渕克也企画財政課長

ただいま産業課長が申したとおり、詳細これから打ち合わせてまいりますけれども、住宅リフォームに商品券を活用していくことは何ら支障がないものというふうに考えているところでございます。

○秀島和善議員

国会においても、消費喚起の効果が高ければ交付金の措置の対象になるということまで答弁の中で執行部から言われておりますので、新年度から始まる新しい商品券で、住宅の電気関係などもこの商品券を活用することができるということでもありますので、ぜひここは今後の長期計画の中で町単独でも住宅リフォーム事業を計画的に進めていくことを強調し、最後の項目に移らせていただきます。

5番目に、子供の貧困の問題と子育て応援のまちづくりをどう進めていくのかということで、具体的な提案を2点しております。

まず、通告では、現代の社会は親の低収入や失業、離婚、死去による経済状態の悪化などがもたらす子供の貧困をどう解決するのか、極めて大きな問題になっています。政治的な課題でもあります。子供の約6人に1人、貧困率が16.3%と過去最悪を記録する日本社会が突きつけられている深刻な問題です。町内のそれらに当たる子供の健全育成の対策の一つとして、私は、小学校、中学校の給食費を無料化して食育の充実を図るべきではないかと思います。単年度で全学年の無料化を実施するには財政的に負担が大きいので、1年目は小学1年、中学1年生に限定し、2年目には小学校2、3年生と中学校2年生を、そして3年目には小学校4年生、5年生、6年生と中学校3年生の無料化を、計画的に長期計画の中で2015年から2020年までの期間の計画に盛り込んでいったらどうかと思います。このことについての町長の考えをお聞かせ願いたいと思います。

2として、続けておきますけれども、子供の医療費の無料化を高校卒業するまで対象としたらどうだろうかと思えます。担当課長にお尋ねしますけれども、高校を卒業するまで無料化した場合にどれだけの予算があったら実現可能なのでしょうか、お尋ねしたいと思います。

○田島健一町長

私のほうからは、まず1点目の給食費のことについてお答えをしたいというふうに思えます。

まずもって今議会において御提案を申し上げておりますのは、小学校の6年生と中学校の3年生の給食費は無料にしたい、それはお金を取らないということじゃなくて、今年度については時間がないものですから、商品券にかえてということで提案をするところがございます。

先ほど、議員からの提案は、小学校1年生、中学校1年生に限定しと、そして2年目にはと、3年目にはというような計画的な計画を実施したらどうかということをお提案をいただいたわけでございますけれども、とりあえずことは先ほど言いましたように6年生と3年生をしたい。それは、1年生、1年生でもいいわけでございますけれども、1年生、1年生にすると、現在の中学校3年生というのは何も恩恵を受けないわけですね、2年生もさることながら。2年生、3年生というのは一回も受けなくて卒業してしまうということがある。そしてもう一つは、小学校から中学校に入るとき、また中学校から高校とか就職するときにはいろんな親御さんとしたら出費が多いということを見て、最高学年である6年生と3年生を無償にしたいということで今回お願いをしてるところでございます。

これについては、経緯を申しますと、昨年10月に発足しました白石町の人口将来問題プロジェクト会議という中でいろいろと議論、提案をしていただいて、そしてこれは内輪のことでございますけれども、提案がありましたので庁議に諮っていろいろと議論をして、今回の提案ということでお願いをしてるところでございます。今後も、いろいろと様子を見ながら、さらなる支援があるのかどうかも踏まえて検討してまいりたいというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○堤 正久保健福祉課長

2番目の御質問の中で、子供の医療費無料化を高校卒業までした場合にどの程度の予算額が必要なのかという御質問でございます。

白石町の国保の高校生の年齢であります被保険者1人当たりの医療費、自己負担額の年間平均額が1万7,000円ほどになっております。厚生労働省の15歳から19歳の1人当たり自己負担額の推計値というのが出ておまして、これが1万6,000円ほどになっているようでございます。この2つの金額で推計をいたしまして、高校生までもし拡大、拡充をした場合、助成金額の額として700万円程度ほどが必要になるかなというふうに思っております。ほかに助成に係る事務費に係る人件費等は含まれておりませんので、財政的にはそれ以上の金額が必要ではないかというふうに思っております。

以上でございます。

○秀島和善議員

子供の医療費の無料化は、県の制度では小学校入学まで無料になっています。各市町では上乘せをして、多くの自治体で中学校卒業まで無料化になりました。嬉野では、高校卒業するまで入院、通院とも無料になっています。本町では中学校卒業するまで無料と、一部負担が発生しますが、無料化を実現しています。私は、その点では評価をしています。

上乘せ分は、一旦窓口で全額支払い、いわゆる償還払いですね、後で戻ってくるという方式です。また、小学校入学までの医療費も1回500円、2回目まで1,000円ということが必要です。私は、県に働きかけて、一日も早く県としては最低限中学校を卒業するまで無料にしていくと、そのことを統一し、町内で償還払いではなく現物給付が行われるように実践していくべきだと考えますが、町長、考え方はいかがでしょうか。そのように県にも強く働きかけていただきたい、とりわけ山口県知事は町民の目線だと、町民の実態を見ながら県政を進めるということが一番のスローガンにしてらっしゃいますので、町単独ですぐに高校まですることが不可能でも、県内足並みをそろえて中学校卒業まで無料化するというのが実現すれば大きな一歩になると思いますけれども、町長、いかがでしょうか。

○田島健一町長

今、秀島議員言われましたように、本町だけでやるというのはなかなか厳しいものがあるかというふうに思います。これにつきましても、他市町とも協議をしながら、知事に提案するなり協議をしていきたいというふうに思います。

○秀島和善議員

1つ、町長また担当課長にも執行部の皆さんにも御紹介しておきたいと思っておりますけれども、新婦人新聞という新聞がありますけれども、そこの新聞に1面トップに、子育て応援の町ということで埼玉の滑川町の実践が掲載されておりました。ちょっと読み

上げてみます。このように町内で暮らす保護者の方たちの感想です。

子育て支援が本格的に始まったのは、12年前の吉田町政の誕生から。町の将来の担い手を育てる取り組みとして、若い世代の負担を少しでも軽く、町として応援しようと転換したのです。以来、高校卒業までの医療費無料化と学校給食の無償化など、子育て支援に取り組んできました。背景には、村だった時代からずっと続いてきた人口増が2000年以降横ばいとなり、放置すれば人口減少が始まるという危機感がありました。給食費の無償化は、子供の貧困が深刻となる中、全国的にも注目されています。記事の一部分ですけれども、紹介をしておきたいと思います。

町長と、そして教育長にも考え方をお聞きしたいと思いますけれども、先ほど通告の文章を読み上げた中で、子供の6人に1人が貧困状態にあるということについての実感、また今の白石町の子供たちの生活を見たときに、このような状況を受けとめることができたら嬉しいのでしょうか。その点について教育長と町長にお尋ねしたいと思います。

そして、町長にはもう一点、私は、佐賀新聞でも1面で取り上げられた子育て続々応援ということでの記事、大変うれしく、朝、議会に出る前に読んでまいりましたけれども、大変うれしいニュースです。町として、中学校3年生、小学校6年生の給食費の無料化を初め、結婚してない女性が、子供たちが、保育料また町営住宅料金を低減できるということなど、素晴らしい施策だと思います。

そういう点で、町長は、小学校1年生、中学校1年生の給食費の無料化にすると中学3年生はその恩恵にあずからずに卒業してしまうということで、中学3年、小学校6年生を給食費無償化したという説明でしたけれども、なるほどなと私も思いました。そこで、様子を見ながら今後のことについては検討したいということでありましたけれども、ぜひ、冒頭に申し上げましたけれども、小学校、中学校の無償化、私は貧困の実態というのは本町でもよそごとではないというふうに理解しています。その点で、第2次総合計画の中で全ての小学生、中学生、消費税が上がったとしても本町は無償化にするんだという決意で臨んでいただきたいと思いますけれども、町長のお考えを聞かせていただきたいと思います。

先に、貧困率のことについて、教育長また町長、どういう認識を持ってらっしゃるのかお尋ねしたいと思います。

○江口武好教育長

子供の貧困というのは、これは限りなく大人のものでございます。先ほど、議員がおっしゃったように、経済的なこと、限りなく政治的な問題じゃないかなと、そのように捉えております。ただ、実際に小・中学生の子供たちのおうちがどうなのか、これは準要保護等の否認定というのは、これは教育委員会の権限といたしまししょうか、認定をしていくわけですけど、そういう中で保護者の、御家庭の都合というのがさまざまに多岐にわたっていろいろ問題を抱えてらっしゃるなということで、そのことが経済的な面も減少はしてないと、そういう捉え方をしております。

以上です。

○田島健一町長

子供の貧困についての所感ということでございました。

私も、ここに住んでるといふか、白石に住んで、都会のことといふのはわかりませんが、都会では、都会といひますか、都市部ではそういうのがあつのかなといふ感じはいたしますけども、ここ白石町の中において貧困といふのが私は実感としては感じてないといふかですね。しかし、平成22年の国民生活基礎調査といふデータによると、貧困率といふのはずっと高まつてきてると、率が高くなつてるといふのはあつるわけでごさいます、これも都市部からずっと地方の部、私たちのところまでそういうのが及んでくるよくなるのかなといふ予感はしております。しかしながら、実感は今のところ持つておりません。

それともう一つ、子育ての支援として学校給食を6年生と3年生とことしはお願いしたいといふことで提案をしてるわけでごさいますけども、今後についても、それは様子を見ながらやつていくことになろうかといふふうに思ひます。

しかしながら、今度の総合計画の中でも、まず第1次には子育て、人口減少に対して子育て支援をしていこうといふのをまず第一弾にやつていくわけでごさいます、昨日までもいろいろ答弁を申し上げましたけれども、2番目には、人口をふやすためには今度定住促進の話をもつとやつていかないかんやろうと。段階的にそういつて、全てを何でもかんでもやるといふのはなかなか厳しゅうございますので、少しずつやらせていただきたいなといふふうに思ひます。そういつた中で、パーフェクトを目指していくわけですけども、途中途中で修正といふのもあろうかといふふうに思ひます。そういつたことから、また議員の皆さんたちとも、議会ともいろいろと議論をしながら進めてまいりたいといふふうに思つてるところでごさいます。

以上でごさいます。

○秀島和善議員

貧困の実態が実感としては町内でまだ受けとめることができないといふ町長の答弁でしたけれども、私は、都市部においても、また農村部においても、失業また生活保護の世帯、母子家庭、父子家庭の実態を見るときには、共働きの両親そろつてる家庭から見れば、非常に生活が厳しくなつて実態が幾つか見受けられます。ぜひ、そこは見逃さず今後の総合計画の中でしっかりと、給食費の全ての子供たちの無償化、そして高校卒業するまで700万円のできることであれば、高校卒業まで医療費の無料化を実現していただきたい旨強調し、私の一般質問とさせていただきます。

○白武 悟議長

これで秀島和善議員の一般質問を終わります。

暫時休憩します。

14時46分 休憩

15時00分 再開

○白武 悟議長

会議を再開します。

本日の議案審議について申し上げます。
審議は、質疑、討論、採決の順で行います。

日程第3

○白武 悟議長

日程第3、議案第20号「平成26年度白石町一般会計補正予算（第7号）」を議題とします。

これより質疑を行います。

なお、質疑の際は、補正予算書の何ページ、補正予算説明資料の何ページとはっきりお示しをください。

まず初めに、1ページから歳入14ページまで質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑がないようでございますので、次に歳入15ページから24ページまで質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑がないようでございますので、歳出に入ります。25ページから36ページまで質疑ありませんか。

○溝上良夫議員

補正予算書の27ページ、財産管理費です。工事請負費のマイナス90万円、雨水再利用施設整備工事費ですね、これは庁舎の合併浄化槽の再利用ということなんですけども、実際まだ使われてないわけですね。使うとしたらどういう形で使われるのか、具体的に説明をお願いいたします。

○片渕克也企画財政課長

おっしゃるとおり、庁舎の浄化槽を、下水につなぎ込むことにより不要になりますので、これを掃除して改修して、注水といいますか、洗車用の水とか、そういったものに利用してはということで当初計画をいたしておりました。ただ、工事費に見合う分だけ水道料の節減になるのかといった費用対効果を考えたところ、取りやめることとして減額をしているところでございます。

○溝上良夫議員

そしたら、丸々取りやめて埋めたということですね。

○片渕克也企画財政課長

今のところそのまま、今後もそのままの状態、特に埋めるということは考えておりません。

○久原房義議員

歳出の30ページ、選挙費でございますけども、昨年12月から1月にかけて衆議

院選挙、そしてまた佐賀県知事選挙が執行されたわけでございますけれども、その中で特に時間外の勤務手当、これ衆議院選挙では226万1,000円の減、知事選では336万4,000円の時間外手当の減ということで、職員さん方は非常に御苦勞いただいておりますけれども、かなり大幅に減額補正がなされておりますけれども、かなり忙しかったろうなとは思いますが、そういった感じの割にはかなり時間外の勤務手当が減額になっておりますので、どういうことだったのか、残業が少なかったと言えばそれまでですけれども、かなりの額が減額になっておりますので、その辺の内容を若干説明いただきたいと思っております。

○百武和義総務課長

ページ30ページ、衆議院議員選挙と県知事選挙でもそうですけれども、職員手当等で時間外勤務手当を、衆議院では減額226万1,000円、県知事では減額336万4,000円ということで、かなり大きい額で減額をいたしております。この理由につきましては、時間外手当の単価は規則のほうで決められておまして、単価は2,376円という単価で行っておりますけれども、今回の場合は選挙事務ですね、期日前投票、それから当日の投開票事務、この事務を行う際に人員をできるだけ絞りまして対応させていただきました。それに伴いました実績で今回減額をお願いしております。

以上です。

○久原房義議員

かなり努力をされたということで、それはそれなりにいいわけですが、これ特に財源が国、県の支出金でございまして、直接の町費の持ち出しというのはないわけでもございますので、できるだけ与えられたものは有効に使うといたしますか、これは当然お返しをしなければいかんことになろうと思っております。減額してそのまま町費でほかに何かに使っていいということであれば、それなりの節約効果も出てくると思うんですけども、国にお返しをしなければいかん額でもございますので、何か工夫をされて有効に、というわけにはいきませんかでしょうか、まあ結構です。

○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

○内野さよ子議員

支出のページ33ページの社会福祉総務費です。財政支援繰出金というのが33ページのところにありますけれども、一般財源分と社会保障財源化分というふうに、こういうふうになっておりますけれども、基金は特にありませんので、これは真に一般財源から繰り出してあるのか、その辺のところよくわかりませんので説明をお願いします。

それと、34ページの老人福祉費の食の自立支援事業、配食なんですが、かなりの、263万9,000円の減額になっておりますけど、減数、人数が少なくなっているのかなというのが予想されますけれど、どういう状況なのかをお願いします。

○片渚克也企画財政課長

予算説明資料の2ページに記載をしております。国民健康保険特別会計の繰出金のうちに、財政支援繰出金として合わせて5,000万円を計上いたしております。国民健康保険については、平成25年度、税率改定をさせていただきまして、その年の決算はとんとんと、800万円程度の黒字でさせていただきました。26年度、まだ決算終わっておりませんが、今のところ、とんとんぐらいか若干赤字が出るのか、今後の医療費の出方にもよりますけれども、そういう状況でございます。

ただ、1,900万円程度の累積、それ以前の分の赤字がございます。平成30年4月から県下一元化で国民健康保険事業、県が事業者となつて行われるということで全国知事会のほうで了解をされておりますので、それまでには累積、過年度分の赤字というのをそれをそのまま持ち込むわけにもいきませんので、解消しておきたいということで、1,900万円、概算しましてあと4年間、26、27、28、29までございますので、今後の、例えばある年度では国保会計、単年度で黒字になる年もあると思っておりますけれども、一応そういうことで5,000万円ずつの予定で過年度分については解消していきたいというふうに考えております。

ただ、今の税率でも、ひょっとして単年度で大幅な医療費の伸びだとかという状況が生じて、不足になるというふうなことが今後も生じるようであれば、また税率の改定もお願いすることがあるのかなというふうに考えております。とりあえず当初のルールで、当初予算で一般会計と税の改定分で、8,000万円、8,000万円、1億6,000万円を増して国保会計を正常化するという計画をしております。この8,000万円については今後も続けていく予定でございますけれども、以前の赤字分を各年度の決算を見込んだところで補填をしていきたいというふうに考えてるところでございます。

○片渚敏久長寿社会課長

予算書の34ページの食の自立支援事業、配食の委託料の減額の件でお尋ねでございます。

減額が263万9,000円ということでの減額をお願いをいたしております。この分につきましては、配食の当初の見込み数、大体1万7,500食、年間を予定をいたしておりましたが、実績で、大体今のペースでいきますと1万2,500食程度になるんじゃないかというところでございます。一番大きいのは配食をお願いをされてる方の登録者数ですが、これが年度当初で55名でありましたが、今現在9名ほど減って46名ということになってございます。人数のほかにも、昼、夜の今配食を行っておりますが、自分で調理するのが非常に困難な方ということになってまいりますと、介護のほうへ移って昼間はデイサービスの利用をされたりということで、食数の減というものも出てまいっております。そういう状況の中で、当初の1万7,500食が補正の時点での見込みで1万2,500食程度になるということでの減額の補正でございます。

○片渚克也企画財政課長

申しわけございません。先ほどの答弁で累積の赤字が1,900万円と申し上げた、桁違い、1億9,000万円でございます。

○内野さよ子議員

それを合併するときまでに、佐賀県全体的になるので、それまでに赤字を解消していくことだと思いますが、今度のときがどうか分かりませんが、毎年、前年度分の繰上充用とかというのをずっとしてありますよね。今後はそれはどうなるのかということと、まずそれだけお願いします。

○片渕克也企画財政課長

とりあえず1億9,000万円のうち5,000万円の補填をしたにしても、26年度の単年度の会計がまず黒字であったにしても、残りの1億4,000万円の赤字は引き継ぐこととなりますので、26年度も繰上充用という手法をとっていかなければならないかと考えております。

○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑がないようでございますので、次に37ページから48ページまで質疑ありませんか。

○久原房義議員

まず、予算書では39ページ、それから説明資料では3ページになりますけども、浄化槽設置整備事業補助金3,084万円の減額ということでございます。説明資料の3ページでは、90基の浄化槽ですね、合併槽の計画に対して実績見込みが46基ということで、44基の残といたしますか、減ということでございます。そういうことで、当初計画からしますと約半数、約50%の設置が見込まれるということでの減額になるんですけども、最近の動向として、これだけ残るということは、これは別に推進まではどうかとは思いますが、何でこういうふうには実績が少なくなったのか、その辺の状況あたりがわかっただらひとつ説明いただきたいと思っております。

それともう一つは、41ページ、さが園芸農業者育成対策事業費補助金4,645万5,000円の減額補正ということです。これ説明資料では5ページになりますけども、園芸振興の中で施設とか、あるいは機械類とかいろんな、県単事業でございまして、かなり取り下げられたとか、あるいは入札減とかというふうなことで、当初では全体で、事業費ベースですけども、約1億8,000万円余りになりますけども、その中で実績見込みが7,800万円程度ということで、この達成率といたしますか、これ率ちょっと出しておりませんが、恐らく40%かそこらしか実施をされていないということで、当初の計画からかなり実績としては落ち込むような形になっておりますけども、この辺の背景なり理由なりをお聞かせいただきたいと思っております。

○赤坂和俊下水道課長

予算書の39ページの浄化槽設置整備事業補助金3,084万円の減額と、説明資料では

3ページになりますけども、今回、当初予算では90基ということで計画いたしておりましたけども、人槽と基数の変更によりまして全体的に44基の基数が減ったわけでございます。そこで、主な理由と考えられることは、第2期の事業計画の説明を、計画区域の皆さん方に説明をしてきたということで、近い将来、公共下水道が来るのであれば控えようかなという意見もあったのかなと思っております。

それと、5年前の実績等を見てみますと、100基ぐらい済んできておりました。しかし、ここ近年、徐々ではありますけども、だんだん減ってきております。去年は80基ぐらいだったと思いますけども、大体80前後ですね、その辺で推移していたんですけども、ことしは極端にそういうふうに希望者が少なかったということで、ほかの理由と考えましたら、消費税が5%から8%に率が上がったということもあると思いますし、そういうふうに年々少しずつ希望者の方が減ってきているというのは、ある程度早目に設置したいという気持ちをお持ちの方は早目に設置されたんじゃないかなということが原因として考えられると思っております。

以上でございます。

○赤坂隆義産業課長

佐賀の園芸農業者育成対策事業費ですけど、予算説明資料の5ページになります。今回、4,645万5,000円という額を減額をお願いしてるものでございます。この事業につきましては、園芸生産の拡大のための施設、機械導入に支援するというふうなものでございます。これにつきましては、前年の導入、本事業につきましては導入年度の前年の7月に要望の取りまとめを行い、予算の見込みを立てて申請するものでございますが、年度明けまして申請に入った段階で、資金繰り等でどうにもならないというようなことで事業の取りやめ、また入札減等で今回補正をお願いするものです。

26年度の当初予算額では、46事業主体のほうから1億8,168万3,000円の事業費で申請がなされておりました。そのうち19事業体のほうから辞退が出されております。それで、26年度実績といたしましては27事業主体が事業実施をされております。事業費のほうで7,876万6,000円ということになっております。

それとまた、前年までは若干入札減、どうしても入札減は出てきますけど、前年は入札減等で次年度の前倒しで事業がなされてましたけど、今年度は県の予算を確保するということが前倒しの事業がなされなかったということもありますけど、議員言われますとおり、実施率に直しますと四十数%になっていると思います。今後はこういうことがないように、7月に事業の要望を調査をとりまして再度もう一回しなければならぬなということで、課内の中でも今話してるところでございます。来年度からについては、もう一度精査したいというふうに思ってます。

○久原房義議員

合併槽の件ですけども、集合処理地区と個別処理地区がそれぞれ色分けされるわけですけども、個別処理でやる地域で今合併槽の普及率は何%ぐらい行っておるのか、もしわかれば教えていただきたいと思えます。

それと、先ほどの園芸の対策事業ですけども、これだけ、おおよそ6割ぐらいの事

業が実施できなかったということについては、年度途中にもし中止をされれば他の希望を募るとか、せつかく事業として計画されておるわけですので、そういったもののできるだけ消化できるような取り組みができなかったものかなと思うわけですが、その辺、担当者なりで実際そういった対象農家あたりに足を運んだり、あるいは指導をしたりというような取り組みがあつておるのかどうか、その辺はいかがでしょう。

○赤坂隆義産業課長

この事業については、事業主体が2名以上とか、そういった規制がございます。今回は、事業主体の変更ができなかったということもあります。当初申請されていた方が取りやめて違う方に回すとか、そういうことができなかったということも今回の大きな減額につながつてるものというふうに考えております。また、27年度要望、次年度の要望の方への前倒し事業もできなかったということです。

○赤坂和俊下水道課長

浄化槽区域の個別処理のエリアのところ浄化槽はどのくらい普及してるのかということですが、現在27.2%になっております。人口で申し上げますと、平成25年度末になりますけども、白石町人口が平成25年度末で2万4,984でしたけども、そのうち6,785人ということで27.2%になります。

以上でございます。

○久原房義議員

まず、浄化槽の件ですけど、個別処理のエリアでは27.2%ということで、私ももっと普及してるのかなという感じ持っておりましたけども、かなり低いですね。集合処理地区もなかなか接続が進まないというところもありますけども、個別処理の地区で約4分の1程度ということですから、いろんなことで増改築なり新築なりということについては非常に多額の資金を要するわけで、なかなか積極的に進めるというものなんでしょうけども、ただ一つの目標としては、地域の水質汚濁をできるだけ防いでいくというのが大きな目標でもございますので、そういった面での全体的な啓発をもっともっとやるべきじゃないかなというふうに感じたところでございます。

それと、先ほどの園芸の振興の件ですけども、事業主体の変更ができなかったというふうなことでなかなか変更がきかないということですけども、ただこれだけの、せつかく県に事業申請をやりながら実績として4割ぐらいしかできなかったということは、これは白石町の汚点といいますか、県に対しての信頼度合いというのが非常に落ちるんじゃないかなというふうに思っております。白石からいろいろ事業申請してもなかなかまともに信用されんというふうなことになってはいかがなものかなという感じもしております。そういうことで、事業申請をされたいろんな事業主体であろうかと思えますけども、申請をしたからには極力実施をします。途中でやめたということにならんように、事前のそういった指導が必要じゃないかなと今感じをしております。

以上です。

○赤坂和俊下水道課長

御意見のとおり、集合処理と個別処理ということで3つの柱で進めております。連携をとりながら、汚水処理人口、普及率等も向上するように努めていきたいと思っております。

以上でございます。

○赤坂隆義産業課長

園芸関係の件なんですけど、今回19事業主体から取り下げの申請があっておりますので、来年、27年度に要望される方、またその対応は注意して申請等をしたいというふうに考えております。

○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

○吉岡英允議員

ページ数45ページをお願いいたします。45ページの一番下のほうなんですけども、19節の負担金補助及び交付金で住民協働環境整備資材等支給事業補助金というふうなことで85万円減額をされております。この件につきましては、26年度の新たな事業というふうなことで起こされていたかと思えます。また、27年度の新しい予算においても、見てますと住民協働、今度はつけ加えて道路等環境整備事業というふうなことで継続をするというふうなことで、金額もふやされております。それで、お聞きするのは、これ多分20万円の15件で300万円の総予算というふうなことであったかと思いません、上限20万円というふうなことで。ただし、1件あたりは上限20万円ですので、1つの工事が資材支給費が20万円丸々というふうなことはないと思えますので、何件実際申請があって仕事されたか等々の内容をお教えてください。

○岩永康博建設課長

住民協働資材支給事業については、議員おっしゃるとおり、20万円で15地区の取り組みということで予算をしておりました。それで、なるだけ多くの地区を取り組みたいということで限度額を20万円というふうにしておりましたけど、それがどうしても頭の金額に制約されて使い勝手が悪いということで、取り組みができなかった地区も多々あっております。それで、新年度においてはその分を30万円で、それと場合によっては50万円まで上げるということで計画しております。実績についての手持ちの資料が持っておりませんので、後でお答えします。

○岩永英毅議員

41ページに戻っていただきまして、農業振興費の有害鳥獣被害防止対策事業費補助金、マイナス30万円、里山地帯ではかなりイノシシ被害が多いわけですがけれども、使わんでよかったような内容だったのかなと、30万円も少なかったのかなというように思いますけれども、何で少なかったとやろか。

○赤坂隆義産業課長

今回、有害鳥獣被害防止対策事業ということで30万円の減額をお願いしております。この事業につきましては、被害防止のために防除対策の資材費として、限度額2分の1ということで2万5,000円を限度に個人さんに助成を行うものでございます。当初、40件分ということで、最高額の2万5,000円を掛けまして100万円のお願いをしておりましたが、実績見込みで34件を見込みまして30万円の減額をお願いしてるものでございます。

以上です。

○岩永英毅議員

2万5,000円の根拠は。

○赤坂隆義産業課長

25年度までは、これについてはレンコンに特化した事業で防鳥対策ということで実施をしておりましたが、そのときの額が2万5,000円ということで、2万5,000円の額に合わせております。昨年から同じ額でございます。

○岩永康博建設課長

住民協働環境整備資材支給事業の取り組みについてお答えをいたします。

既に交付した地区が9地区ありまして、金額が134万2,483円、それと年度内に今取り組みをするというところが4地区ありまして80万円、それで、年内の支出見込みが合わせて13地区となりまして214万2,483円が見込まれます。それで、300万円をつけておりましたので、あと不用額として85万円の減額をお願いするものです。

○白武 悟議長

岩永英毅議員、よろしいですか、今ので。

○井崎好信議員

説明資料の6ページでございます。人・農地問題解決加速化支援事業費10万円を計上されております。これは、昨年度、町内でいち早く設立をされた1Bアグリに対する交付金でございます。この50万円、非常に大きいわけでございます。1法人に対してなのか、あるいは1法人といたしましてもいろいろ規模が、今後設立をされる場所も出てくるというふうに思います。アグリは大体40ヘクタールぐらい、20名程度だろうかと思いますが、これがもっと規模が大きい、例えば200ヘクタール以上ぐらい、そしてそれに対して人数も多いといいますか、戸数も多いような、そういった規模に対しても50万円なのか、その辺をわかったらお答えをいただきたいと思います。

○赤坂隆義産業課長

人・農地問題解決加速化支援事業につきましては、1法人に対しての助成でございます。

ます。なお、この経費については、法人登記に要する経費相当分ということで国のほうから助成されるものであります。今回、当初40万円ということをお願いをしておりましたが、今回の国の経済対策のほうで交付単価が10万円上げられたということがございます。その時点で支出をしていけば今回の10万円は対象にならなかったんですけど、運よくいいましょうか、うちのほうは1 Bアグリさんのほうにまだ出してなかったもんで今回の補正で対応できたということで、次年度に繰り越して50万円の支出を行いたいというふうに考えております。

以上です。

○井崎好信議員

法人の登記の経費だというふうなことで、小さいも大きいも登記費用は一緒だというふうなことは理解するわけでございます。町のほうも法人化に向けていろいろ指導をされておるかと思えます。今までよりも要件が、法人化の設立に対する要件の緩和がなってきたというふうなことを聞いておりますけども、そういったことでしょうか。今までの経営状況といいますか、米、麦、大豆あるいはタマネギ、個人がそのままつくった今までの集落営農のような形でそのまま法人化に持っていけるというふうなことも聞いたようなところですが、そういったことでしょうか。

○赤坂隆義産業課長

法人化につきましては、平成19年に品目横断安定対策が始まってからできたもんですけど、そのときは5要件というものがございました。1つ目が規約の作成とか会計の一元化、それと所得目標、集積、それから法人化という、この5つの目標がありましたけど、今回若干見直しがあって、2要件の規約のほうと一元管理で、あとの項目については市町村が認めればよいというふうな感じになっておりますけど、詳細についてはまだはっきりここでは言えない状況でございます。まだはっきり示されていないというふうな状況でございます。

以上です。

○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

○大串武次議員

43ページの農村整備事業推進協議会負担金の10万2,000円の減と、それから暗渠対策事業補助金の100万円、それから多面的機能支払交付金関係が25万1,000円の減額になっておりますけど、事業を計画どおりになさるのが普通じゃないかと思えますけど、暗排工事なんか100万円と大きいようですけど、内容の説明をお願いいたします。

○嶋江政喜農村整備課長

農村整備事業推進協議会の負担金の10万円、それから暗排事業費の補助金ですけど、あと多面的機能支払交付金の25万1,000円、そのう暗渠排水対策事業費については、

一応県営でやってる事業がございます。それ以外で見込んでいたんですけど、どうしても県営事業で取り組まれたという方もいらっしゃいますので、なかなか当初見込んでた件数よりも要望された方が少なかったということで100万円減額ということになっております。あと、農村整備事業費推進協議会の負担金と多面的支払交付金の減額については、専門監のほうから答弁をさせます。

○大串靖弘農村整備専門監

1番目の農村整備事業費推進協議会の負担金でございますけども、これにつきましてはことしが県営事業の暗排事業の最後の年ということで、調整の必要がございませんでしたので、協議会を開いておりません。その分で減額をさせていただいてるものがございます。

そして、多面的機能支払い、向上の支払いですけども、この分につきましては事業の確定ということで減額をさせていただいておるということでございます。

○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑がないようでございますので、次に49ページから最終の58ページまで質疑ありませんか。

○溝上良夫議員

49ページ、防災費の防災行政無線電波利用料、確認ですけども、20万円の減額、これは単純に計上ミスなのか、新年度予算では4万6,000円になっております。これは九州電波管理局に払う分と思ってるんですが、20万円の減額の理由。

○百武和義総務課長

49ページの一番下のところですね、防災行政無線電波利用料20万円の減額です。これにつきましては、先ほど議員おっしゃったように国のほうへ納める利用料ですけども、電波利用料の改正が今回行われておりまして、これまで1万5,900円であったものが550円に改正になって、大幅な改正がっております。これ1局当たりの単価ですけども、これが14局対象となっておりますので、この分で20万円減額ということになっております。

○溝上良夫議員

今年度から改正になったということですね。途中からというか、その精算の方法はどういうふうな形だったんですか。

○百武和義総務課長

何月何日から改正というのがはっきりわかっておりませんが、今年度の支出が減額での金額での支出になります。来年以降も、また改正があるまでは今の金額でい

くと思います。

○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑がないようございますので、質疑を終了します。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これより議案第20号「平成26年度白石町一般会計補正予算(第7号)」について採決をいたします。本案に賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立全員です。よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

日程第4

○白武 悟議長

日程第4、議案第23号「平成26年度白石町農業集落排水特別会計補正予算(第3号)」を議題とします。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これより議案第23号「平成26年度白石町農業集落排水特別会計補正予算(第3号)」について採決をいたします。本案に賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立全員です。よって、議案第23号は原案のとおり可決をされました。

日程第5

○白武 悟議長

日程第5、議案第15号「第2次白石町総合計画について」を議題とします。

資料を出してください。

これより質疑を行います。

まず初めに、1ページから13ページまでの序論及び基本計画について質疑ありませんか。

○内野さよ子議員

済みません、序論のページ4ページです。この中に、これまでの作成する各種計画については云々と書いてあります。今回、総合計画については手づくりといたしますか、

職員の皆さんの頑張りでつくってあるわけですが、先日の一般質問のときも見ましたが、かなりの各種の計画書がありますが、その点についてほかのところはどうされるのかというのを思ったときに、かなりパソコンの中とかホームページの中とかに記載をされていますけれども、けれども私はバイブル的に自分で持っておくのは必要かなというふうに思っています。そういったときに、今後はそういうものが、自分たちのためにつくるのか、それとも外部に渡すためにつくるのかというふうなことを考えると、今回のようなつくり方というのは大変画期的じゃないかなというふうに思ったところでした。その点について、総合的にどうお考えなのかをお願いします。

○片渕克也企画財政課長

総合計画の下には、それぞれの施策についての計画がたくさんございます。その担当課担当課でそれぞれの計画を策定して、内部だけでつくるものでなくて、もちろん町民の皆さんたちの意見も入れながらずっとつくっていております。このことは当然住民の皆さんにも公表をしていくべきだと思いますし、計画の進行状況、これについてもそれぞれ検証をしていくべきだというふうに考えておりますので、現行計画、それから新たに改定をしていく計画、今後はそういったことで対応をしていきたいというふうに考えております。

○内野さよ子議員

その先の私が思うのには、ほかの各種計画についても手づくりでやったりとか、そういうふうなことを思っているのか。今までは県庁にやったりとか市町村にやったりとかいろいろしてありましたけれども、ほかのためにするのじゃなくて自分たちのためにするのでしたら手づくりでもいいのかなとちょっと思います。ただ、手はかかるかなとは思いますが、その辺のことについてもお願いします。

○片渕克也企画財政課長

それぞれの計画の内容に当たって、専門のそれぞれの業者といたしますか、そういったところに委託する場合、あるいは手づくりでする場合、いろんなケースがあると思います。できるだけ今回のように、総合計画といたしますのは町の全体の今後の進むべき方向ですので、アンケートの分析だとかそういった細部については委託をしますけれども、これをよそに頼むというのは我々職員としても若干恥じゃないのかというような気持ちもございまして手づくりをしたわけでございます。ただ、計画によりましては外部の専門的な力をおかりするというのも必要になってくるかと思っておりますので、それはその計画計画によって選択をさせていただきたいと思っております。

○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

○岩永英毅議員

序論で……。

○白武 悟議長

何ページでしょうか。

○岩永英毅議員

1 ページ、合併の必要性の(2)、このことやろ。

○白武 悟議長

総合計画ですよ。

○岩永英毅議員

失礼しました。

○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑がないようでございますので、次に14ページから18ページまでの第1章について質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑がないようでございますので、次に19ページから24ページまでの第2章について質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑がないようでございますので、2章の質疑を終わります。

そのまま暫時休憩をいたします。

15時54分 休憩

15時55分 再開

○白武 悟議長

会議を再開します。

次に、25ページから29ページまでの第3章について質疑ありませんか。

○前田弘次郎議員

27ページ、商工業の振興のところです、第2節。目指す方向というか、ここに勤労者への支援とありますけど、この勤労者とはどなたを指すんでしょうか。

○赤坂隆義産業課長

預託金といたしまして労金のほうに200万円今預託してありますが、そういったもので勤労者の支援ということで預託をしております。(「勤労者というのはこういう職場に勤めてる人なのか、それとも商工業の……」と呼ぶ者あり)

○白武 悟議長

勤労者の範囲。

○赤坂隆義産業課長

済みません。勤労者の範囲は町民の方です。町民の方で勤めておられる方です。

○前田弘次郎議員

勤めてらっしゃる方の福利厚生などの支援ということですが、相当な金額になりませんか。福利厚生を支援をするというようなことで考えていいんですかね。

○赤坂隆義産業課長

資金の貸し付けということです。労金のほうから資金の貸し付けということです。そういったものを勤労者に支援するということです。（「その支援ね。わかりました」と呼ぶ者あり）まずくて済みません、説明。

○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

○片渕栄二郎議員

ページ28ページ、主な取り組みの中の2番、特産物を生かした観光ルートの開発というようなことで、どのような観光ルートを考えておられるのか。また、4番目の地域の資源を生かしたイベントの開発というようなことで、現在の3つのイベントがあるわけですが、ほかにイベントを考えておられるのか、その辺をお伺いいたします。

○赤坂隆義産業課長

この観光ルートの開発とか書いてますが、これにつきましては今回地方創生という中で、まち・ひと・しごと緊急経済対策の中で地方創生先行型ということで、地域資源活用観光振興事業というものを、仮称ですけど、計画をいたしております。それと、地域の資源を生かしたイベントの開催ですけど、これにつきましては、言われましたまちおこし事業、春、夏、秋祭りのほかに、夜間貨物便の基金を利用しましたPRイベントを商工会とか直売所とか漁協とかしたものについて実際行っております。年間200万円の予算で実施をいたしてるところでございます。

○内野さよ子議員

商工業の分で27ページ……。

○白武 悟議長

ページ数は何ページですか。

○内野さよ子議員

27ページですけども、済みません、本町の中には木曜日に消費生活相談というのがあります。かなりのウェイトで町民の方に相談業務として行われています。そういったことを考えると、この分の中には見当たらないような気がするんですけども、どこで考えたらいいでしょうか。その辺のところをお願いします。

○赤坂隆義産業課長

消費生活相談についても来年度からもずっと実施するようにいたしておりますので、後もって返答したいと思います。

○溝口 誠議員

26ページでありますけれども、4番目の人・農地プランの見直しということで、今まで人・農地プランずっと実施をされてきましたけども、どのように見直しをされるか。一番、地域農業の振興の中で大事なプランでございますので、見直しの内容をお願いします。

○赤坂隆義産業課長

プランの見直しについては、ことしも3月の、ここ1週間のうちに各支所に回って計画をしております。このプランの見直しについては、認定新規就農者とか認定就農者をプランの中に位置づけを行っております。ずっとそれを変更を掛けていきたいというふうに考えております。

○溝口 誠議員

基本的なものの見直しじゃないわけですね。はい。

○久原房義議員

25ページの一番下のほうになりますけども、主な取り組みの2番に集落営農組織複数個別形態の法人化ということで、26年度は1組織でしたけども、32年度には30組織という表現になっておりますが、これは国が28年度までに法人化をぜひというか、絶対的に28年度までに法人化をなさいと。それ以上の延長はあり得ないというような非常に強い態度で国は言われておるわけですけども、それを無視していいものなのかどうか。ここでは32年度に30組織ということですから、国の言い方からしますと28年度までに全組織というようなことになるわけですけども、それを無視して、うちうちさいというようなことで、これは現実的にはこういうことだろうと思うんですけども、ただ国の方針を無視していいものかどうかと。国に準じて28年度までに全組織を目指すとかということであればですね、目標はあくまでそういう国の方針どおりにするのが妥当だと思うんですけども、ただ現実的にはなかなか28年度までには非常に難しいということはあるわけなんですけども、ただ国の方針を無視した形でこういった表現でいいのかどうかというところがちょっと気になりましたので、その辺はいかがでしょうか。

○赤坂隆義産業課長

この法人化については、19年から始まりまして、とりあえず初めの目標が5年をめどにということになりましたけど、5年たっても町内では何もできませんでした。昨年、先ほども申しましたとおり、1 Bアグリのほうが法人化の申請を出されております。それで、1 Bの法人化の設立に伴って、9支所ありますけど、農協の支所管内でも法人化に向けた動きがにわかに出てきたかなという感じがしております。ここに掲げております、26年、1、32年、30と書いてますけど、これはあくまでも希望的数値といいたいまいしょうか、本来は、今議員言われるとおり、5年後を目標に法人化ですので、全組織と書くのが正解と言ったらおかしいんですけど、そう書くべきかなと思いますけど、現実を見たときに無理があるのかなということ、このくらいなら、例えを申しますと、支所の中に10小さい集落営農があつて、それをほぼ10という捉え方をすれば、ここに掲げている数字も不可能ではないなというふうに考えております。

以上です。

○井崎好信議員

ページ数25ページでございます。農水産業の振興というふうなことで、課題のほうの一番下のほうに、水産業については、水産業が基幹産業となって有明海の環境悪化が問題となっておりますというふうなことで、今回同僚の議員からも一般質問なされておりましたけれども、これは環境の悪化というふうなことが改善をしていかにやいかん、また再生もしていかにやいかんというふうなことで、目指すべき方向として、この悪化の改善あるいは再生というふうなものを文言として方向の中に入れて、そしてまたそれをどのような取り組みをするかということ、これを明記をしていく必要もあるんじゃないかなと思いますけど、その辺はいかがでしょうか。もちろん、方向として生産、流通の体制なり、あるいはつくり育てる振興というのも上げてありますけれども、有明海の環境の改善と再生というふうなことをここに方向として入れて、そして取り組みのほうももう少し具体的に明記する必要があると私は思いますが、その辺のお考え、見解をお願いしておきます。

○嶋江政喜農村整備課長

基幹産業のノリ養殖について、価格の低迷、設備の増大、あわせて環境悪化ということで書いてありますけど、環境悪化についても生産性の向上と生産、流通、加工を通じた体制づくりで、まず生産性の向上ということはどうしてももともとなる部分を、そこら辺も含んだところでやらなくてはいけないということもございまして、最終的には主な取り組みの中で、水産資源の回復、拡大と経営基盤の強化ということの中で行っていきたいということで考えてはおります。具体的に有明海の再生だけがいいのかということでもありませんので、それは水産資源の回復をするための漁場の環境をあわせてやるということで、その中で含んでるということをお願いしたいということです。

○井崎好信議員

方向としてはありふれた文言といたしますか、今までどおりのことだろうと。今、せっかくすばらしい漁港もできた中で、ずっとだんだん、逆に悪化を西南部がしてるわけですね。ことしの生産額としましても昨年度よりも6%か上がって、きょうの新聞でも213億円というふうな生産も上がっております。東部は最高に上がったというふうなことも聞いております。逆に、西南部は落ち込んでるわけですね。そういったことで、もうちょっとそこに具体的な文言も入れてほしいなという私の思いであります。

○草場祥則議員

28ページですね、主な取り組みの4番目、地域の資源を生かしたイベントの開催ということで、これはお願いですけど、このイベントというのを私もいろいろ経験してきたわけですけど、目的をはっきりしとかんと、イベントのためのイベントといたしますか、決まっつけんそいばせんばいかんというようなことで、なかなか普及効果といたしますか、そういうものを考えて取り組んでいただきたい、そういうふうに思います。何人来られたけんよかったのじゃなくて、それが目的に対してどういうふうな波及効果があったかとか、そういうふうなものを考えんと、マンネリ化して、決まっつけんそいばせんばいかんというようなことで、そこ辺だけは十分に注意して、思い切って壊すところは壊していいと思います、私はですね。そういうふうなことで、ひとつよろしく申し上げます。

○赤坂隆義産業課長

そういうことも考えて当たりたいと思います。

○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

○吉岡英允議員

ページ数29ページお願いいたします。29ページの目指すべき方向性で質問なんですけども、2つ目ですか、第1次産業を基軸とした農林水産物などの付加価値の向上というふうなことで書いてあります。ちょっと考えよったんですけど、第1次産業というのは農林水産業のことなんですけども、それに加えてまた農林水産物などの付加価値というふうなことで、意味が私びんてこんやったもんで質問をさせてもらいよったんですけども、よろしく申し上げます。

○松尾裕哉 6次産業専門監

今、目指すべき方向性ということで、第1次産業を基軸とした農林水産物などの付加価値の向上ということで御質問でございますが、今申されましたように、第1次産業というのは農林水産業ということでございます。現在、そこを基軸にして、今白石町で作付等をされております農林水産物、これを強調をいたしまして、まず農林水産物の6次産業化に取り組むというようなことの表現をここで明確に打ち出して、それで付加価値をつけて農産物生産の向上、6次化の振興に努めていくというふうなこと

で、あえてここで農林水産物などという表現を入れさせていただきました。

○吉岡英允議員

そしたら、農産物のブランド化って考えてよかとですかね。というのが、6次産業と1次産業は全然違うものというか、1掛け2が6やったですかね、3やったですか、ですけども、何となく農林水産物の付加価値やけんが、何か特化した農産物、ブランド化というか、今さがほのかとかなんと結構有名になってきよるですね。そういうふうな白石でもブランドをつくるて考えてよかとですか。

○松尾裕哉 6次産業専門監

この農林水産物などの付加価値の向上ということにつきましては、付加価値という内容につきましては、加工、それから販売、サービスというふうなことの意味で付加価値の向上というふうなことでつけさせていただいております。6次産業化というものにつきましては、生産物を加工、販売していくという第2次、第3次産業をプラスしたものでございますので、この表現につきましては加工または販売、サービスというようなことで御理解をお願いしたいと思います。

○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

○川崎一平議員

25ページと29ページということで、関連しておりますのでまとめて。

25ページで、TPP、関税撤廃などによる国内農林水産業への影響が懸念されますということと、29ページの6次産業化についてということ等を、しきりに第1次産業の、要するに農産物、農林水産で得たものへの付加価値とか、ブランド化とか、そういった点でいろいろ書かれておりますけれども、もう一つ大事な、これらを生産する人づくりという点で入ってないということで、いろいろ付加価値をつけたりとか、形を変えたりとか、もちろん大事なことでありますけれども、それを販売する、販売というか、つくってから販売までする人づくりの部分で何か考えていただければなというふうに思っております。よろしく申し上げます。

○白武 悟議長

答弁は。

○片渕克也企画財政課長

人づくりという面においては、25ページの目指すべき方向性として、意欲と能力のある多様な担い手の育成というふうな方向を目指していくということで掲げております。

○川崎一平議員

物をつくって物を売るということが、ブランド化ができればそれでいいという簡単なものじゃないんですね。佐賀県も特別栽培認定というのがございまして、そういったものでつくったものに、農産物に対しての付加価値をつけましょうということをつくっておられますけれども、これを取得するにも栽培管理責任者とか、そのようにいろいろな勉強を経てそういった農産物がつくれる、それで認証を得て、それを自分がつくった農産物にシールとして貼付できると。そういったような制度がございましてけれども、これもまた取るだけでは意味がなくて、販売努力とか販売技術、マーケティングに至るまで、もちろん最終的に言いますとクレーム処理とかそういった部分まで含めて、要するにつくるだけではどうすることもできないと。自分で売りができて、自分でお金の回収ができてクレーム対応までできるという、ビジネスマンにならないといけないという部分です。こういった部分での人づくりもしっかりと強化していただきたいというふうに思っております。よろしく申し上げます。

○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

○久原房義議員

26ページになりますけれども、26ページの一番上ですね、3番、農地中間管理機構を活用した農地集積と集約化と。そして、8番目には遊休農地の発生防止と解消ということで、これはごもつともなことであるわけですが、最近ある農業委員さんがいろいろ骨折りをいただいた中で、農地中間管理機構を活用した農地集積に乗せようということで大分努力をしていただいておりますけれども、これは集積ですので、耕作を担い手の方がされておった人とできるだけ近いところを希望されて集積をしていくわけですが、それは結構なことですが、ただ農家では何カ所も田んぼがあるわけですね、何カ所も。それを全部離農されるという中で、一番希望されないのが屋敷周り、家の屋敷周りの角があつたり、変形をしておつたりということで、そこだけは誰もつくる人がいないわけですね。立派な田んぼはどなたも希望されるんですけども、屋敷周りの非常に小さい面積あたりは特につくる方がなかなかいないということで、管理機構を活用した農地集積を利用しようと思っても、それがなかなかできなくて、最終的には諦めざるを得なかったという事例が最近あつておつたようですけれども、そういうことで、もし離農されて誰もつくる人がいない、屋敷周りが、それこそ8番の遊休農地になってしまうわけですね。

集積はできていくけども、片方では遊休農地の発生につながっていくと。そういう現象が最近特にありましたので、そこらが農地集積の中で、中間管理機構は非常に結構な事業ですけども、狭小で、しかも変形の箇所が誰もつくる者がいなくて遊休化してしまうと。非常にいい面もあるけども、こういう制度ができたおかげで逆にやりづらくなったというようなお話もいろいろ聞いたわけでもございます。これはこれで結構ですけども、そういったこともひとつ念頭に置いて、遊休農地が出ないような方策も一緒に考えていただきたいと思っております。もう答弁はよかです。

○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑がないようでございますので……。

○片渚克也企画財政課長

内野議員の質問の中で、消費者行政の項目はというようなことでもございました。

本来ならば、項目的には第2章、健やかで安心できる優しい町の中に消費者行政の取り組みというふうなことを、載せるとすればこの項目であったのかと思います。ただ、役場が行う事務事業全部を網羅しておりませんので、先ほど産業課長が申し上げたとおり、この事業については今後も当然継続していかなければならないというふうに考えております。

○白武 悟議長

次に、30ページから32ページまで、第4章について質疑ありませんか。

○片渚栄二郎議員

ページ30ページ、主な取り組みの中の10番の(2)ですね、コミュニティ・スクールの導入推進というふうなことで、現在、福富小学校が新年度までの2カ年間の計画をされております。そして、新年度は小学校、中学校合わせて3校の計画がなされておりますけれども、残りの学校についても順次導入がなされるというようなことで考えておっていいわけでしょうか。

○江口武好教育長

今、おっしゃったとおりでございます。コミュニティ・スクールについては、今、福富小が先行研究、実践校でやっております。そして、本年度、中学校区に1個ずつ拡充をしております。そして、さらに広げていくと。これはどういうことかと申しますと、中学校区を1つのエリアとして、そして小、中の相互乗り入れ、かかわりを模索していけないかなという方針を持っております。これがさらに小、中、これは4月になってからの総合教育会議とか何かのあれになると思いますけど、相互乗り入れから、内容から教育の9カ年のあれを何とかできないかなという案を持ってるわけです。これが、さらに先々、今問題になっております統廃合、そのあたりも、コミュニティ・スクールをしていく、相互乗り入れをしていく中で、町民の人の運営協議会のメンバーの方がいっぱいいらっしゃいますので、そこで論議をしていけないかなというふうに、そういう意味で拡充をしていくという方向で考えております。

以上です。

○片渚栄二郎議員

コミュニティ・スクールを導入されますと、学校運営協議会は私はすばらしい協議会と思っております。というのが、地域の方々からの教育委員会なり、あるいは学校

長あたりに提言ができるということをございますので、コミュニティ・スクールを順次進めていただきたいと思いますとおるところをございます。

○江口武好教育長

学校運営協議会を裏返せば、片仮名でいえばコミュニティ・スクールという言い方にできるかと思ひます。これは、例えば今ある学校をコミュニティ・スクールに指定をしますと、学校長が教育委員会の管理のもとに、学校が責任を持って年間のプラン、学校運営計画というのをつくります。しかし、コミュニティ・スクールになりますと、校長がつくったものをこれでいいかどうかというのは、対等な立場で学校運営協議会のメンバーの方がそこに意見を言うということになるわけだす。そして、間がどうなのかとチェックをやっていきます。そして最終的にどうなのか、そして次年度にどうなのか、そういう意味で、対等な立場で外部の人の、地域の人を力を入れていくということであります。極端に言えば、人事にでも、もっと男の先生が欲しいのとか、そういうことでも言えるというふうな、そういうものでございます。

ただ、今、福富小を除いてほかの10校には学校評議員制度というのがございます。これも大体1校5名、これを順次運営協議会に、コミュニティ・スクールになればそういうふうにかえていくというふうな、そういう方向性を持っております。

以上だす。

○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑がないようございますので、次に33ページから35ページまで、第5章について質疑ありませんか。

○溝上良夫議員

済みません。33ページ、現況と課題、目指すべき方向、ここで、緑豊かで美しい地域の自然環境は人々の暮らしを育みという云々、緑のことが今回初めてこういう形で計画の中に入ったんじゃないかなという気がしますけども、ここまで緑を強調するんであれば、現況と課題の中に子供たちの心の中に川や海という云々がありますけども、ぜひ学校、保育園の芝生化のことも一つ入れてほしかったなというふうに思ひます。そういうところは考えられなかったのか、答弁をお願いします。

○本山隆也学校教育課長

ただいまの御質問の、子供たちの心の中に川や海、緑に対する優しい気持ちを育むための活動の中に校庭芝生を用いた緑という御意見ございます。

現在、協議の中では、かつては議論がございましたけれども、第2次総合計画の中では論議し尽くしておりませんので、今後検証してもいきたいと思ひております。

○溝上良夫議員

なくなったわけじゃないわけですね。安心しました。

それと、34ページ、主な取り組みのうち4番ですね、河川などの水質検査と監視の実施、5番、生活排水基本計画に基づく水質浄化意識の啓発、目標として32年度までに75%という目標が書かれております。約9%の伸び率なんですけど、農集の接続率、公共下水の接続率、ましてや先ほど話題になった合併浄化槽の頭打ち、そこら辺を加味しての75%なのか、そこら辺をお伺いします。

○門田藤信生活環境課長

まず、水質検査関係の分だと思います。これにつきましては、町内の河川、水路等の水質検査ということで、今町内におきましては46地点検査等を行っております。この水質検査の適合率ということで、25年度につきましては46地点中、適合率が67%ということで、31地点が適合となっております。この31地点につきましては、検査を実施しております夏場と冬場、両方とも適合があった分については31地点ということになっております。あと、32年度の75%ということになりますけども、現在46地点ということでまいりますと、平成32年度は35地点まで伸ばして水質をよくしようということで計画をしているところでございます。

○溝上良夫議員

今の答弁だと、合併浄化槽の頭打ち、農集の接続率、そこら辺は関係ないということですね。

○赤坂和俊下水道課長

今の生活環境課長が説明したのは、水質検査の実施率を上げていくということですね。先ほどの御質問で、個別処理の浄化槽と集合処理の公共と農集ありますけども、その率を上げていくという話は、第1章の、ページ数で15ページになりますけど、15ページの11番目に白石町生活排水処理施設整備構想による下水道整備の推進ということで、目標ですね、汚水処理人口普及率、これは行政人口に対しまして整備ができた人口ということであらわしますけども、平成25年度が55.7%、これを32年には69.5%ということで、県下でもある程度の推移までは達せると思っております。

そこで、私が先ほど久原議員さんの質問で、浄化槽の区域で浄化槽がどのくらい普及してるかという御質問だったと思うんですね。そこで私が、この汚水処理人口普及率ですよ、これ今行政人口に対して各農集、公共、浄化槽がどのくらい普及してるかということになるんですけども、浄化槽は白石全体で50%ぐらい、人口であらわせば50%の人たちが浄化槽区域だと。だから、50%すればもう100%なんですね。ですから、27.2%と申し上げたのは、50で割れば54%、もう半分過ぎてるということですね。先ほど、説明がちょっと不十分だったと思います。ですから、浄化槽区域にはもう半分以上、54%ほどは設置されてるということで御理解、先ほどの説明が不足しておりましたので、申しわけありませんでした。

以上でございます。

○白武 悟議長

ほかにありませんか。

○片渕克也企画財政課長

補足を申し上げますと、先ほど下水道課長が申し上げた成果によって適合率を75%まで上げていこうというふうなことで計画をしてるところでございます。下水道の普及率、汚水処理の普及率を上げていくことによって、水路の適合化率を75%まで上げていこうということで計画をしてるところです。（「そういうことやろ」と呼ぶ者あり）はい。

○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

○久原房義議員

34ページ、現況と課題の中で、地球温暖化や廃棄物の増加などのさまざまな環境問題が今後さらに深刻さを増すことが予測されますということですが、これは以前、野菜残渣の処理についての検討といたしますか、委託に出されて、その後検討委員会ですか、あたりでいろいろ議論していただいておりますというふうに思っておりますが、その議論をされておる中での目指すべき方向であるとか、あるいは主な取り組みであるとかということら辺に、そこら辺に関するものが、ただ発生抑制とか、あるいは保全意識の啓発とか、そういったことは出ておりますけれども、野菜残渣等の処理等についての具体的な取り組み等がここに記載されていないわけですが、それは立ち消えになったのかどうかですね。これは、昨年からだったのですかね、いろいろ取り組み、検討がされておると思うんですけれども、今後の方向づけの中ではそういったものもここに記載をすべきじゃないかなと思いますけれども、どうでしょう。

○門田藤信生活環境課長

野菜残渣の適正、協議会でのそういった廃棄物関係の処理等についてのお尋ねだと思っておりますけれども、この協議会につきましては、昨年度から協議会のほうを立ち上げて協議をいたしてきておりますけれども、その間、委員さんからの意見とか、あるいは視察の研修等も行ってまいりました。今回、3月24日に最終的な委員さんからの意見の提言等をいただくような形をとっておりますので、そのとき提言等をいただいた中で、町の方針あるいは考え方をまとめて生かしていきたいというふうに今の段階で考えております。

以上でございます。

○白武 悟議長

暫時休憩をいたします。

16時37分 休憩

16時38分 再開

○白武 悟議長

それでは、再開をいたしたいと思います。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑がないようでございますので、36ページから38ページまでの第6章について質疑ありませんか。

○内野さよ子議員

済みません。先ほど、私の消費生活の相談ということで、それは今回載せてないけれどもすると言ってますからという表現でお答えくださいましたけれども、本当は相談室というのが1階にきちっと部屋がありますし、相談業務というのが全然この中には入ってきてないので、消費生活に限らず人権相談とかもあそこではやっていらっしゃると思うので、できれば第6章の中に行政サービスの向上だけではなくて相談業務とか、そういう言葉も入っていたがよかったのかなという気がしているところです。

第2章の中には、障がい者の方には相談支援の充実という言葉がきちっと入っていたりしているところもあります。それはそれでいいんですけども、本当は消費生活なんかは結構切り落とされたりすることが多い予算が少ない金額ですので、けれども私は必要なことだなと思っています。今も高齢者の方たちの相談とか、おれおれ詐欺とかも多いので、本当はそういう相談窓口というようなものをこの中に入れてあげればいいなと思って先ほどちょっと、ここに該当するのかなと自分は思いましたが、入ってませんけどありますよと言われたので今しています。どこかに入れられなかったのかなと思っています。

○白武 悟議長

6章の中の質疑ということで解釈をいたしたいと思います。

○片渕克也企画財政課長

先ほど答弁したとおりでございます。やってる事業を全て網羅するというので、ありませんけれども、今後も引き続き、もちろん大事な行政の一環でございますので、引き続き実施してまいるということで。

○溝口 誠議員

38ページ、16の2ですけれども、町職員の軽減ということで、26年の284名から32年には255名、約29名減になりますけれども、29名減で町の行政の支障とかないか、また29名された定義というんですか、それを教えていただければ。

○百武和義総務課長

平成32年3月31日現在で255人という目標を立てております。これにつきましては、以前の議会のほうでも御説明申し上げましたけれども、3町合併時に15年後の職員の数を255人とするという目標が立ててありました。25年度に機構改革を行う際に、ある

程度の目標は決めなければいけないということから、そのとき、合併時に一応決められておりました255人を目標としようということで計画をしたところでございます。実現可能かということでございますけども、これにつきましてはただ単にずっと人間を減らしていくということは不可能でございますので、機構改革等を行いながら課の統廃合、係の統廃合、こういったことを進めながら目標に向けて進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○溝口 誠議員

この減はわかりましたけど、要するにちょうど職員さんたちが中間層と言われる方ですね、特に30代以降から40代という層が非常に薄いというのが状況です。その中で、今までの減の中でまた29名減をしていくということで、その中身を考えながらしていかないと、後々、人数は減らしたけれども町の行政がうまいこと機能しないという懸念もございますので、そこら辺の考慮もしっかりお願いをしたいと思います。

○百武和義総務課長

御指摘がございましたように、今、結構上の年代が職員の数は多くなっております、特に50代、40代ですね。それがごそつとやめますと一気に減ってしまいますので、職員採用についてはしないということではなくて、毎年4名前後は採用しながら、なるべくいない世代がないように、そういったことに留意しながら今後進めていきたいというふうに思っております。

○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑を終了します。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これより議案第15号「第2次白石町総合計画について」を採決をいたします。本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

以上で本日の議事日程は終了いたしました。

お諮りします。

本日で第7日目の議事日程が終了しましたので、第8日目の3月13日は休会としたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。よって、第8日目の3月13日は休会とすることに決定しました。

本日はこれにて散会します。

16時45分 散会

上記、会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成27年3月12日

白石町議会議長 白 武 悟

署 名 議 員 久 原 久 男

署 名 議 員 秀 島 和 善

事 務 局 長 鶴 崎 俊 昭